

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

令和8年6月招集

我孫子市議会定例会会議録（第3号）

令和8年6月16日（火）

議 事 日 程

議事日程（第3号）

令和8年6月16日（火）午前10時開議

日程第1．市政に対する一般質問

午前10時00分開議

○議長（日暮俊一君） これより本日の会議を開きます。

議 長 の 報 告

○議長（日暮俊一君） 日程に先立ち、岩井康議員から本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

市政に対する一般質問

○議長（日暮俊一君） 日程第1、昨日に引き続き市政に対する一般質問を行います。

順次発言を許します。清風会椎名幸雄議員。

〔椎名幸雄君登壇〕

○椎名幸雄君 おはようございます。清風会の椎名幸雄でございます。

本日は、この一般質問の前に、我孫子出身の中村敬斗選手の活躍について少しお話をしていきたいと思いますので、ちょっとユニフォームでこの中村選手の活躍についてのお話をさせていただきたいと思いますので、議長、許可をよろしくお願いいたします。

○議長（日暮俊一君） どうぞ。

○椎名幸雄君 すみません、ちょっと失礼します。（拍手）

皆さん、おはようございます。

全世界を興奮のるつぼに陥れているサッカーワールドカップ、我が我孫子市よりも中村敬斗選手が代表として出場いたしました。そして、そのオランダ戦にはすばらしいゴールを決めていただき

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ました。昨日は、ちょうど新聞の休刊日でしたので、今日の朝、新聞が来るのを非常に楽しみにしておりました。

皆さん、我孫子の広報紙を見ていただきたいと思うんですけども、素晴らしい広報紙でございます。中村敬斗選手。これ1面だけじゃなくて、2面、3面も、中村敬斗選手のいろいろなプロフィール等が飾ってございます。今日の新聞で折り込みが入っていると思いますので、皆さん、うちに帰りましたらじっくりお読みいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

テレビや何かで、股抜きゴールといいますか、それが中村敬斗選手のゴールゾーンだというような素晴らしいゴールでございました。皆さんもあのゴール、何回もニュース等で行っておりますので見ていらっしゃると思います。そして、その勝利というか、1点リードされた後ですね、後半戦、すぐに1点を取り返したということで、素晴らしいゴールでございました。

これは、残念ながら勝ってはいませんが、引き分けになりましたけれども、ドローということで。ただ、勝ち点1を取って、これは勝利と同じような意味というか、価値を持つものと思っております。

（「椎名さん、そろそろ上着、着たほうがいい」と呼ぶ者あり）

○椎名幸雄君 これ、終わるまであと少しです。

今まで、一度も勝ったことがないオランダに引き分けということは、見ていても、あのゴール、そしてまた小川選手、そして鎌田選手の2点目のゴール、素晴らしいゴールでございました。

先ほどお見せしましたけれども、広報紙のタイミングも素晴らしいもので、この広報紙を作成した広報担当の方、中村敬斗選手の活躍をもう既に見ていたのではないかなというような紙面でございます。ですから広報紙を担当されていた方に最大の敬意を表したいと思います。

我孫子中学校で私の後輩です。我孫子中学校出身、中村敬斗選手。21日にはチュニジア戦、そして26日にはスウェーデン戦が行われます。ぜひ皆さん応援しましょう。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（日暮俊一君） そろそろ上着を着てをお願いします。

○椎名幸雄君 それでは質問に入ります。

2月28日以来、アメリカ、イランの戦闘が終結すると、昨日のニュース等で発表になりました。19日には署名をするということでございます。まずは一安心でございます。また、2022年2月24日以来のウクライナ、ロシアの戦闘も一日も早く終結することを願うばかりでございます。

日本の気温が毎年高くなっているようでございまして、今年も5月には最高気温が30度を超える真夏日になる日もありました。新しい言葉ができました。酷暑日という言葉だそうです。酷暑日、我々は酷暑日の中どのような生活をしていったらいいのだろうか。日本の四季がだんだんなくなってしまう。夏と冬、そして春秋がだんだん短くなってしまう、そのようになってくるのかと思うと、

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

非常に寂しい限りでございます。

それでは、大綱3点につきまして質問をさせていただきます。

大綱1、教育行政について。

1、SNS、子どもたちへの影響について。

SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービスの訳であり、主要なSNSだけでも全世界でも30億人を超えるユーザー数と言われております。私はアナログ人間でありますので、SNSとはほとんど無縁な人間でございます。今、世間を騒がせている事件もあり、少しだけ調べさせてもらいました。

利用目的とは、リアルタイムで情報が得られる、友人や家族とつながれる、自分にとって興味関心がある情報を収集できる、新しいつながりが増える、交友関係が広げられる。デメリット・注意点とは、誹謗中傷やネットいじめなどの人間関係トラブル、フェイクニュースにだまされるなどがあります。

今、ニュースで流れている北海道留萌市の女子高校生殺人・監禁などの悲惨な事件、SNSの投稿をめぐるトラブルから発生した事件のようです。

2026年（令和8年）5月30日読売新聞1面には大きな文字で、「SNS子供保護「共通原則」」とありました。先進7か国（G7）デジタル相会合が4月29日、パリで開かれました。G7関係者によると、未成年者がSNSで心身に被害を受けないための共通原則を初めて打ち出す模様だと。

今年に入って、新聞にSNSに関する記事が目立ってまいりました。4月27日、千葉日報。スマホ普及の落とし穴。子どものSNS依存問題。海外での年齢制限、オーストラリアでは16歳未満のSNS利用を禁止する法律が昨年12月に施行されました。フランスやマレーシアなどでも規制の動きがあります。本日のニュースによりますと、イギリスにおいても16歳未満のSNSの禁止法令を来年の春には成立させるというようなニュースが、本日のニュースで流れておりました。

5月5日、読売新聞、子どもの年齢確認、義務化視野。SNS規制実効性課題。子どものSNS利用をめぐり保護強化に向けた議論が進んでいる。総務省の有識者は、一律の年齢規制に慎重な姿勢を示す一方、年齢確認の厳格化を検討する。青少年インターネット環境整備法の改正に方向性を示す。

5月6日、読売新聞、「子供のSNS」日欧連携。5月15日、千葉日報、SNS発信に危機感。5月18日、日本教育新聞、小中生4人に3人「SNS規制必要」。小中学生の75%以上がSNSで規制や禁止が必要と考えていることがニフティの調査で分かりました。

5月20日、読売新聞、自民党の「情報社会において子ども・若者を守るプロジェクトチーム」は19日、SNSなどの長時間利用が子どもの心身などの発達に影響を与えていると指摘。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

教育委員会では、以上の内容につきまして十分把握されていると思いますが、児童生徒がＳＮＳについてどのように考えているのか、また、利用しているのか、１日何時間程度、利用しているのか、確認等しておりますでしょうか。また、調査等する予定がございますか。今後の指導等についてお聞かせください。

質問をさせていただきます。

ア、ＳＮＳについての把握状況、児童生徒の考えについてお聞かせください。

イ、ＳＮＳの利用状況の確認、調査する予定がありましたならお聞かせください。

ウ、今後の指導等についてお聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 椎名幸雄議員の質問に対する当局の答弁を求めます。佐藤和文教育総務部長。

〔説明員佐藤和文君登壇〕

○説明員（佐藤和文君） アからウについてあわせてお答えします。

毎年１月に小学校３年生以上を対象に、デジタル環境に関する児童生徒向けアンケートを実施しています。その結果から、ＳＮＳを便利に利用することで情報が得られたり、つながりをつくったりする利点がある反面、利用の慣れとともに、その危険性に対する認識が薄くなっており、ＳＮＳトラブルに巻き込まれるリスクの高まりが懸念されます。

また、毎年６月には市内全小中学生を対象に、スマートフォンや携帯電話に関するアンケートを実施しています。本調査から、小学生では約５１％の児童がスマートフォン等を所持しており、そのうち約３６％がＳＮＳを利用、中学生では約９３％がスマートフォン等を所持しており、そのうち約８９％がＳＮＳを利用しているという結果でした。

また、学習以外での１日当たりのインターネット利用時間は、小学生で１時間未満が３７％と一番多く、次いで１時間以上２時間未満が２６％となっています。４時間以上利用している小学生は１２％でした。中学生は２時間以上３時間未満が２９％と一番多く、次いで１時間以上２時間未満が２５％となっています。４時間以上利用しているという中学生は１９％という結果でした。ちなみに、中学生の１時間未満の利用は９％です。

これらの調査は、児童生徒のインターネット等の利用実態を把握するため、質問項目を検討しながら毎年実施していく予定です。

今後の指導等につきましては、スマートフォン等の所持やＳＮＳの利用は、まず、保護者に第一義的責任があることから、その適切な利用について児童生徒のみならず保護者への啓発を継続して実施します。

また、児童生徒へは発達段階に応じて正しく情報を活用するためのルールやモラル、ＳＮＳを利用する上での指導を警察等の関係機関と連携し、引き続き、行ってまいります。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○議長（日暮俊一君） 椎名幸雄議員。

〔椎名幸雄君登壇〕

○椎名幸雄君 答弁ありがとうございます。

ちょっと質問をさせていただきますけれども、例えばSNSですとかスマホの利用時間、かなり多いように思います。ということは、学校が大体、今、小学生や何かでも5時間終わって帰ると3時、4時になってしまうというような時間でございまして、それからSNSをやったりする。そうしますと、学校の勉強というか、予習・復習や何かはどうするんだろうかというような問題が出てくるんじゃないかと思うんですね。

それから、この間の留萌市の事件、これは投稿によっていろいろな問題が起きたと。そうしますと、例えば、我々の子ども時代のいじめは、おい、ちょっとおまえ、校舎の後ろに来いと。それで、何だかんだ文句を言われて、そこにまたちょっとボスみたいのが、まあ、そんなんじゃないよ、どうだこうだ言って、大体仲直りして、次はもう何でもないというような状況が、我々の子どもの頃のいじめというか、あれだったんですが、今はSNSだと個人しか見えないというような状況です。陰湿ないじめという問題が発生しやすいと思うんですね。ですから、これらについて例えば学校だとか、あるいは父兄だとか、そのような問題のある等の把握は、非常に難しいと思いますけれども、どのようなことで把握をしているのか。

それから、やはりあとは保護者との問題というか、いろいろやはり家庭でのそういう問題の、保護者から学校あるいは相談員にいろんな相談があると思うんですよ。そうすると、今までよりもどうしても多くなる、あるいは陰湿ですから、なかなか見つけにくいというような問題がある。そうしますと、今、学校の先生の時間、いろいろな指導の時間等がそちらのほうに取られて、以前よりもSNSや何かのそういうメディアのお話というか、問題で取られてしまう。すると、先生との相談時間、やっぱり時間がかかる。先生というか、相談員の不足が発生する可能性があると思うんですが、その辺はどのように対処していくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。佐藤和文教育総務部長。

○説明員（佐藤和文君） スマホの利用時間、先ほど答弁させていただきましたけれども、やはり家庭に帰ってから長い時間スマホ、また、SNSを利用している子どもたちもいるというような結果になっています。やはり、学校の予習・復習、そういったものも当然ございますので、まず、御家庭のほうで、保護者のほうで、そういった指導をしっかりといただくとともに、教育委員会のほうからも、児童生徒も含めて保護者への啓発もしっかりやっていきたいと思っています。

それとSNSを発端とするいじめですか、そういったものにつきましては、教育委員会のほうでいじめについてのアンケート、そういったものも毎年やっておりますけれども、現時点では、基になるLINEだとかSNSやメール、そういったものでいじめを受けているといった子どもたちの

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

数は、現時点では大変少ない状況です。

ただ、今後、こういったことが原因でいじめにつながるという可能性はありますので、そこら辺は教育委員会としても注意しながら、もし、発生した場合には迅速に対応できるようなことでやっていきたいと思います。

○議長（日暮俊一君） 椎名幸雄議員。

〔椎名幸雄君登壇〕

○椎名幸雄君 どうもありがとうございました。

では、次に移らせていただきます。

布佐中学校区における義務教育学校の進捗状況についてお聞きします。

我孫子市の小中一貫校は平成26年（2014年）より始まり、既に12年が経過しました。順調に進んでいると思います。現在の状況、また、何か問題点等がありましたらお聞かせください。

それから、布佐中学校区における義務教育学校構想の進捗状況についてお聞かせください。

質問をさせていただきます。

ア、小中一貫校の現在の状況についてお聞かせください。

イ、布佐中学校区の義務教育学校構想の進捗状況についてお聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。丸智彦教育長。

〔説明員丸智彦君登壇〕

○説明員（丸智彦君） 初めに、アについてお答えします。

小中一貫教育が始まって12年が経過し、現在、小中学校で各中学校区ランドデザインに基づいた小中一貫教育を推進しております。これまでの成果としては、中学校入学前の児童が校舎施設の見学、生徒会からの説明、また、授業の体験などを通して中学校生活の様子を具体的にイメージでき、不安の軽減が図られていることなどが挙げられます。

また、令和4年度からコミュニティ・スクールとの一体的推進を図っており、昨年度の各校の教育活動には地域の方々や保護者と協働したものもあり、児童生徒の地域での体験的な学びの充実につながっております。各中学校区オリジナルカリキュラム検証結果報告によると、その成果として、児童生徒が地域の一員であるという自覚が深まったことが挙げられました。

なお、令和4年度から各学校の学校評価に位置づけた「学校では小中一貫教育の充実に努めている。」の項目で、肯定的な回答をした保護者や地域住民、教員の割合が年々向上しております。このことから、小中一貫教育が日々の学校生活の中に浸透し、教員や保護者、地域に周知・理解が図られていることがうかがえます。

同様に、御質問にある布佐中学校区3校も、「布佐を愛し、将来にわたって布佐に貢献できる人材」の育成に向け、独自のふるさと学習「ふさカリキュラム」に地域と協働して取り組んでいます。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

さらに小学校同士で交流したり、小学生が中学校に登校したりして小中一貫教育を推進しております。

次に、イについてお答えします。

布佐中学校区では、校舎の老朽化や児童生徒数の減少が進む中、児童生徒にとって最適な学習環境と学校の在り方を検討するため、保護者、地域住民、学校関係者の代表から成る布佐中学校区の学校の在り方検討委員会を組織し、令和4年度、令和5年度にかけて布佐中学校区の今後について提言をいただきました。提言を基に検討した結果、現在の布佐中学校、布佐小学校、布佐南小学校を施設一体型の義務教育学校として布佐小学校の敷地に整備していくことに決定しました。

布佐中学校区の義務教育学校につきましては、我孫子市学校施設個別施設計画を令和7年6月に改定した際に、建設工事を令和14年度から令和16年度にかけて位置づけております。我孫子市初の義務教育学校を整備するに当たり、事業を円滑に進めることができるように建設予定地の課題の整理などを、現在、行っております。

また、日本大学生産工学部建築工学科の研究室から、この地域を対象に新しい公共における学校の拠点性とまちの持続性をテーマにした研究の調査を行いたいとの依頼があり、今後、アンケート調査、ワークショップなどを実施する予定でございます。

今後、市長部局とも十分に協議しながら、我孫子市初の義務教育学校としてよりよいものとなるよう事業を進めてまいります。

○議長（日暮俊一君） 椎名幸雄議員。

〔椎名幸雄君登壇〕

○椎名幸雄君 ありがとうございました。

小中一貫校及び義務教育学校、今の御答弁によりますと順調に進んでいるようで安心をいたしました。今後もしよろしく願いいたします。

次、大綱2、道路行政について。

1、我孫子関宿線の渋滞解消対策について。

我孫子関宿線の渋滞解消については、過去2回、平成29年（2017年）第3回定例会、令和3年（2021年）第2回定例会において質問をさせていただきました。令和3年3月には、県道守谷流山線、布施入り口交差点に左折レーンを設置していただきました。しかし、我孫子関宿線の渋滞については解消いたしておりません。並行して行われました歩道については整備をしていただき、安心して通行できるようになりました。感謝申し上げます。

今回は、我孫子関宿線の沿線は住宅開発が進み、ますます渋滞が激しくなっております。我孫子市根戸下第一町会、柏市高野台町会より、我孫子市、柏市に対して渋滞解消について要望書が提出されました。内容は3項目ありますが、早急の実現可能であると思われる1点についてお話し

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

いたします。

我孫子関宿線から旧水戸街道、国道6号線への時差式信号機の設置であります。北柏駅周辺の区画整備事業もほぼ完了いたしました。北柏駅そばに旧水戸街道から国道6号線へ出る道路も完成いたしました。国道6号線に出る道路として、旧水戸街道交差点を直進して国道6号線に出るルートと、旧水戸街道交差点を右折して北柏駅そばの交差点を左折して国道6号線に出るルートとなり、2ルートとなります。各交差点に時差式信号機を設置することにより流れがスムーズになると思われます。

質問をさせていただきます。

信号機の設置につきましては所管が異なりますが、近隣町会の要望について市当局も十分御理解をいただいていると思います。強力な要請を県及び警察当局に働きかけていただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。海老原正建設部長。

〔説明員海老原正君登壇〕

○説明員（海老原正君） 県道我孫子関宿線は、国道16号のバイパス機能も果たしており、交通渋滞が常態化しているため、市はこれまでも千葉県や我孫子警察に対し渋滞緩和に向けた要望を重ねてきました。

御提案のありました時差式信号機の設置については、近隣町会からの要望を受け我孫子警察と協議したところ、地域の交通環境や交通量、事故発生状況などを総合的に勘案し、難しいとの回答を受けています。しかしながら、県道我孫子関宿線の渋滞緩和対策については市としても解決しなければならない課題と認識していますので、引き続き、千葉県や我孫子警察に対し強く要望していきます。

○議長（日暮俊一君） 椎名幸雄議員。

〔椎名幸雄君登壇〕

○椎名幸雄君 どうもありがとうございました。

この県道の渋滞緩和、我孫子市が直接担当しているのではなくて、県あるいは国が関わっている問題ですから、私がここでわいわい言ってもなかなか進まないということは十分理解をしております。しかし、やはり何か発声をしないと前に届かないということがございますので、その点を十分御理解いただいて、要望活動、今後もよろしく願いをいたします。

では、次に移ります。

千葉北西連絡道路について。

千葉北西連絡道路については、平成20年（2008年）第3回定例会で質問をしてから、今回を含めて6回の質問となります。毎回同じような質問になり、またかと思われる方も多数いらっしゃる

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

やると思います。しかし、我孫子市にとっては重要な案件であるからと思っております。

千葉日報令和8年（2026年）5月21日の報道によりますと、「千葉北西連絡道路」の早期具体化へ、県内12市でつくる千葉東葛間広域幹線道路建設促進期成同盟会（会長、太田和美柏市長）と県は、20日は金子恭之国土交通相に要望書を手渡した。今回の要望では、概略ルート、構造の検討加速などを求めているとありますが、具体的にはどのようなものでしたでしょうか。また、金子国交相から「国としても財政が厳しいが積極的に頑張りたい」などと返答を受けたとあります。具体的にどのような要望をしたのか、また、どのようなお話があったのか、お答えできる範囲内でお聞かせください。

質問をさせていただきます。

ア、要望の内容について具体的にお聞かせください。

イ、金子国交相等、国からの回答について具体的にお聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。林宏規都市部長。

〔説明員林宏規君登壇〕

○説明員（林宏規君） アとイについてあわせてお答えします。

金子国土交通大臣には、我孫子市も加盟している千葉東葛間広域幹線道路建設促進期成同盟会として、千葉北西連絡道路の具体化に当たり、沿線地域住民とのコミュニケーションを図る上で不可欠な概略ルート及び構造の早期検討や交通の円滑化に加え、災害対応に資する道路ネットワークの強化に必要な予算の確保などを要望しました。

また、市長からは、大臣に直接、国道16号の渋滞は国道6号をはじめとする我孫子市内の道路にも波及することや、過去に大雨で田中調節池内の市道が通行止めになったとき、周辺の道路が渋滞し、救急搬送に支障を来したことを具体的に伝え、それらの対策となる千葉北西連絡道路の早期実現を強く要望しました。

金子大臣からは、国の道路関係の予算のうちトンネルや橋梁などの老朽化対策に充てる割合が増えており、財政的に厳しい状況ではあるが、防災や減災、地域経済の活性化につながる事業は積極的に頑張っていきたい、地域住民の御理解を得るに当たっては、沿線の自治体に協力してもらいたいという旨の回答がありました。

○議長（日暮俊一君） 椎名幸雄議員。

〔椎名幸雄君登壇〕

○椎名幸雄君 どうもありがとうございました。

千葉北西連絡道路については、かなりやはり道路の建設云々は我孫子市の問題ではなくて、国・県の問題なんで、なかなかうまくは早く進まない、結構時間がかかる問題だと思います。

ということは、これが地域のポテンシャルを引き出すということで、2020年に柏市のほうで

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

いろいろなパネルディスカッションを行ったときの資料でございます。そして、こちらの資料かなり分厚くて、いろいろな調査をしたものがあります。これは2024年に行われたものでございます。それから既に4年たって、その間、私の耳に入ってくるのは、ほとんどあんまりそれから進んでいないというような状況でございます。

ただ、やはり国は、例えば新湾岸道路だとか、北千葉道路だとか、そちらのほうに重点がいつているようで、この千葉北西連絡道路のほうはなかなか回ってこないと。私も、先日の13日に行われたときに、松本泉代議員だとか、中谷めぐ代議員がおりましたので、北西連絡道路を頑張ってやってくれよということで要望はしておきましたけれども、なかなか厳しい状況なんで、どうやっていったらいいのか分からないような状況でございますけれども。ただし、やはりこれも同じく声を出していかないと前に進まないということでございますので、今後とも大変でしょうけれども、よろしく要望活動のほうをお願い申し上げます。

では、次に移ります。

大綱3、市民行政について。

防犯カメラ設置について。

防犯カメラの設置は、犯罪抑止において効果的な手段とされています。日本国内の防犯カメラ設置は500万台を超えており、今後も設置台数が増加していくと見込まれております。特に、今、社会を恐怖に陥れているトクリュウによる凶悪犯罪に対処するためには、当然の傾向であると思えます。防犯カメラの効果で犯罪件数が半減した事例があります。防犯カメラの効果範囲は、半径50メートル以内で約20%、100メートル以内で約10%の犯罪抑止効果が期待できるとされております。愛知県刈谷市では、街頭犯罪を防ぐための防犯カメラ設置をした結果、設置後5年間で刑法犯認知件数が46.4%減少したとのデータがあります。防犯カメラが犯罪抑止に効果的な理由であります。防犯カメラがあると映像が残るという認識が働き、犯行をためらう、また、犯罪発生後に重要な証拠として役立ちます。また、犯罪が発生した際、その状況をすぐに把握することができます。

しかし、防犯カメラを設置する際には、デメリットや注意点があります。プライバシー保護の考慮が必要となり、また、設置・維持コストがかかります。現在、安価な防犯カメラも販売されておりますが、しっかりとした映像を確実に映し続けるにはよいものを、また、メンテナンス等のランニングコストもがかかります。責任ある録画データの管理も必要となります。公的な補助金、助成金の利用も行いますが、経費の問題も発生します。

私は令和元年第4回定例会において、交通安全対策の一つとして、交差点の防犯カメラ設置について、また、令和4年第4回定例会において、市内19校には何台の防犯カメラが設置されていますか、増やす計画はございますかと質問をさせていただきました。我孫子市防犯計画（第4次）令

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

和4年度から令和8年度の中に、防犯カメラ設置及び適切な維持管理があります。また、防犯カメラの設置は、公共空間において犯罪発生を抑止や犯罪者の検挙率の向上に有効ですとあります。

質問をさせていただきます。

ア、現在の社会情勢を見据え、防犯カメラ設置についてどのように考えられますか、お聞かせください。

イ、令和4年時の御回答は、市内19校に対して24台でしたが、現在の状況は。また、増やす計画はございますか。お聞かせください。

ウ、現在、学校以外の公共施設に設置されている台数は何台ありますか、お聞かせください。

エ、今まで防犯カメラが設置されてよかったという案件がありましたならば、内容等を含めてお聞かせいただける範囲内でお聞かせください。

オ、過去3年間で防犯カメラ設置申請は何件ありましたでしょうか、お聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。海老原郁夫市民生活部長。

〔説明員海老原郁夫君登壇〕

○説明員（海老原郁夫君） ア、ウ、エ、オについてお答えします。

初めに、ア、エについてお答えします。

防犯カメラの設置は、犯罪の抑止と犯罪捜査における重要な役割を果たしていると考えています。市では、我孫子警察と協議を行いながら、計画的に市内の公共施設や駅前広場、主要道路に防犯カメラを設置しています。防犯カメラ設置後、犯罪捜査の内容は秘匿とされているため、実際の効果としては把握できませんが、年間40件程度の映像データを情報提供していることから、犯罪捜査の一助となっていると考えます。

さらに、地域の防犯活動の一環として、自治会や地域団体が設置する防犯カメラの設置費用に対して補助金を交付することで、地域の安全・安心につながっていると考えています。

次に、ウ、オについてお答えします。

学校以外の公共施設に設置されている台数については、令和8年3月末現在27台となります。また、過去3年間で自治会等の地域団体から7件の設置申請があり、公共施設については自転車駐車場1か所に設置をしました。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。佐藤和文教育総務部長。

〔説明員佐藤和文君登壇〕

○説明員（佐藤和文君） 私からは、イについてお答えします。

小中学校の防犯カメラについては、令和4年時点と変わらず合計24台を設置しています。現状では19校全ての学校に設置済みであることから、直ちに増設する計画はございませんが、防犯カメラの設置は児童生徒の安全確保や犯罪抑止に効果的であると考えています。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

今後も各学校における危険箇所の情報は、通学路安全推進会議などを通じて関係部局と共有し、必要に応じて設置の検討を進めていきます。

○議長（日暮俊一君） 椎名幸雄議員。

〔椎名幸雄君登壇〕

○椎名幸雄君 どうもありがとうございました。

今、市内に設置されている防犯カメラ27台ということですよ。やはり、今、いろいろ通学だとか、あるいは通勤等で遅くなったりする、夜道というか、そういうところもございますし、我孫子市は東葛地区やあるいは千葉県下でも、非常に犯罪の少ないまちということがデータでも出ておりますけれども、やはり抑止力というか、そのためには、そういう通勤、通学あるいはお買物のところの危険とされるような場所については、経費も確かにかかります。1台ディスカウントストアで売っているような値段ではありません。やっぱり1台かけると、四、五十万円から100万円ぐらいかかることは重々理解をしておりますけれども、やっぱり市民の安全のためには、もう少し積極的に防犯カメラの設置も必要ではないかと思っておりますので、その辺よろしく願いいたします。

それからあと学校のほうですけれども、私が4年前に質問したときと、同じ台数でございまして、24台、学校のどこに設置されているか分かりませんが、先ほどお話ししたように、犯罪が非常に少ないけれども、やはり子どもたちの安全のためには、正面じゃなくて裏口もあるよというようなこともございますので、その辺、十分考慮というか、お考えをいただいて、カメラの設置を積極的に、財政非常に厳しいことは十分承知しておりますけれども、子どもたちのためにはよろしく設置のほうをお願いいたします。

以上をもちまして私の質問を終わります。御丁寧な御答弁、ありがとうございました。御清聴、ありがとうございました。

○議長（日暮俊一君） 以上で椎名幸雄議員の質問を終わります。

市民フォーラム内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 おはようございます。市民フォーラムの内田美恵子です。

個人質問をさせていただきます。

初めに、中東情勢の我孫子市への影響と対応策についてお尋ねします。

この質問については、昨日、停戦の覚書が合意されたというニュースがありましたけれども、通告に従って質問させていただきます。また、昨日の早川議員の質問と一部重複するかもしれませんが、そのまま質問させていただきます。

米国とイスラエルによるイラン攻撃から3か月以上がたちました。いまだにホルムズ海峡の事実上の封鎖は続いており、世界経済や国民生活に直結する大問題となっています。特に日本は、原油

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

の輸入の約94%、石油化学の基礎原料であるナフサ輸入分の約7割を中東地域に依存しており、日本のエネルギー供給や化学製品の製造に大きな影響が出ています。

経済産業省が発表した2026年4月の速報値によると、原油の輸入量は前年同月比63.7%減となり、1989年以降で最少を記録しています。また、ナフサの輸入量は前年同月比63.8%減となりました。原油やナフサの輸入量減少は、ガソリン価格の高騰や石油化学工業の生産縮小を引き起こし、プラスチック製品の供給不足や価格高騰をもたらしています。

ナフサはポリエチレンやポリプロピレン等のプラスチックの基礎原料であり、輸入が減少したことにより自動車部品や電子機器、家電容器や包装フィルム、医療用プラスチック資材や建築用資材、塗料やインクなどの供給不足が生じています。その結果、私たちの身の回りでもカルビーのポテトチップスのパッケージが白黒になるという衝撃的な事態も起きています。

そこで、中東情勢の悪化による我孫子市の事業や市民生活への影響、その対応策についてお尋ねします。

初めに、ごみ処理分野への影響と対応策についてです。

自治体の事業で、原油不足による影響を最も受けるのはごみ処理分野だと言われています。焼却施設では、補助燃料として重油や灯油などを使用していますが、ごみ処理分野で使う石油製品は国家備蓄の対象ではなく、各施設や委託業者の現場在庫プラス短期契約に依存しているため、備蓄水準は高くないと言われています。また、ごみ収集車用の石油製品も給油所に依存しており、さらに危険物規制やスペース規制があるため、大量備蓄はしていません。そのため、数か月規模で供給が制約されると、多くの自治体で何らかの運用制約が出る可能性が高いと言われています。

そこで、お尋ねします。

我孫子市のごみ焼却場で使用する石油製品の供給状況と備蓄状況をお聞かせください。

また、ホルムズ海峡の封鎖が長期化し、今後、石油製品の供給が不足した場合のごみ処理分野への影響と対応策について、お考えをお聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。大井一郎環境経済部長。

〔説明員大井一郎君登壇〕

○説明員（大井一郎君） 市のごみ焼却場で使用している石油製品の主なものは、焼却炉の立ち上げ、立ち下げ時に使用する燃料となる灯油が該当します。焼却施設の運営を委託している事業者を確認したところ、灯油の仕入れ先からは、前年度と同程度の量であれば確保可能であるとの回答を得ており、現時点においては年内までの運転に必要な分は確保できています。

備蓄については、特別、余分に確保するということはありませんが、運転が滞ることがないよう一定の基準を下回る前に発注する運用になっています。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

また、ごみの処理は、集積所からの収集運搬に始まり、中間処理をした上で資源化または最終処分までのサイクルとなりますが、それぞれの段階において車両や設備に関わる石油製品の燃料は欠かせません。万が一、石油製品の供給が不足する事態に陥った場合は、状況に応じて収集運搬の回数や中間処理量を調整するなどの対応が必要になりますが、それぞれの委託先において、状況を注視しながら安定確保に努めていくよう働きかけるとともに、引き続き、連携し安定的なごみ処理体制の維持に努めていきます。

なお、我孫子市は、市民の皆様が集積所にごみを出す際の袋を指定していないことから、指定袋の供給が不足することによる影響は生じていません。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 御答弁、ありがとうございました。

現在のところは不足していないということなんですけれども、ヒアリングの際に、有事の際に不足したら市内の給油所で優先的に供給してもらうことになっているという話を聞いたんですけれども、この有事の際というのはどういう認識をしているのか、どういう場合、有事という捉え方をしているのか、それから、そのとき、どのような法的根拠があるのか、お聞かせください。

それから、供給不足が生じた場合にごみの収集の制約をすると思うんですが、普通、低カロリーの生ごみなどを受け入れるのを規制すると言われているんですが、その辺、どのような運用制約をお考えになっているのか、お聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。大井一郎環境経済部長。

○説明員（大井一郎君） 市内の特定の給油所において公共サービスであることから、有事の際は優先して給油してもらうことになっているということです。有事の際というのは、今回のように原油不足とかでガソリンや軽油がなかなかないというときに優先して供給していただけるということです。法的な根拠というのは特段意識はしていなかったんですけれども、給油所とは、ある程度話し合いの中で、そういう取扱いになっているということです。

収集に関しては、水分量が多いごみを出すのを控えてもらうということも一つの手でしょうけれども、収集する際の車の燃料が不足するという事態になった場合に、どうしても収集の回数を減らすということが可能性として出てきます。その上で、ごみの減量というか、水分をしっかりと切ってもらえるようなことを市民の皆様に広報していくようなことが現状では考えられます。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 今、御答弁を聞いていますと、有事ってどういう有事なんだと。災害なのか、例えば戦争みたいな紛争が起きたときなのか、全然、そういう有事の定義というのが決まっていない

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

というか、どういうふうにあれしているかというのを確認していないような感じがしますけれども、その辺はしっかりと確認しておかないと対応できないと思います。それから法的根拠もしっかりと確認していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、どうしても焼却施設なんかの運用を委託しているので、危機管理体制がほとんどできていないというふうに思います。ですから、万が一のときの対応をしっかりと、どういう制約をするのかとか、その具体的なこともしっかり決めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。大井一郎環境経済部長。

○説明員（大井一郎君） 有事の際が戦争ですとか、災害があったときとか、そういったときの法的な根拠とか、危機管理、制約について、しっかり確認しておきたいというふうに考えております。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 これ、市としてもしっかり確認しておいてください。それでないと対応ができません。副市長、御答弁があったらお願いします。市の大きな問題ですから。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。渡辺健成副市長。

○説明員（渡辺健成君） いろんな災害とか、いろんなときにどういうふうに対応するかというのは、これ重要な問題ですので、マニュアル等きちんと定められているものもありますし、御指摘いただいた部分についてきちんと確認して、いざというときにきちんと対応できるようにしていきたいと思います。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 よろしくをお願いします。

それでは次に、市の事業への影響と対応策についてです。

今年の3月議会で、市内ICTインフラセキュリティサーバー更新費用として7億8,600万円の債務負担行為を設定しましたが、急激なサーバー本体の価格上昇とソフトウェアのライセンス高騰分を合わせると約20億円が不足することが判明し、6月議会において不足する更新費用を確保するための追加の債務負担行為の設定が行われました。

また、リサイクルセンターの整備費用も、平成30年度計画時約56億円から、この6月議会には設計・建設工事費として約118億円と、およそ2倍以上の額の債務負担行為の設定の議案が出されています。これまでの物価高騰に加え、ナフサ等の供給不足に伴う資材価格高騰などの影響もあると思われます。

中東情勢の悪化により市の事業にどんな影響が出ているのか、また、その対応策についてお聞かせください。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。中光啓子財政部長。

〔説明員中光啓子君登壇〕

○説明員（中光啓子君） 中東情勢の悪化により、石油関連製品である防水材料、塗料、衛生設備、ビニール配管、断熱材等の資材について一時的な受注停止、納期遅延や部材の高騰などの報告を受けていますが、現時点では市の事業に対する納期遅延や部材の高騰に起因した変更契約には至っていません。

これらの影響に対し、市では発注時に最新の単価の見直しを行い、適切な金額での発注を実施いたします。また、契約時に公共工事におけるスライド条項を導入することで、資材単価や社会資本整備費用の変動に柔軟に対応できる仕組みを整えています。事業計画については、工程の柔軟な見直しを行い、遅延リスクを最小限に抑える運用を実施しています。

今後も情勢の動向を注視し、情報収集と関係部署間の連携を強化し、市の事業への影響を最小限に抑えるよう努めてまいります。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 いろいろな影響がこれから出てくるとは思いますが、一番心配なのは市の財政への影響がとても気になるんですけれども。それで、対応するためには、価格高騰がされているわけですから財源をどう確保していくかということが一番の課題だと思いますが、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。中光啓子財政部長。

○説明員（中光啓子君） まず、今年度の財源につきましては、予備費ですとか、やはり、補正予算で基金を活用しながらの対応になるかとは思いますが。ただ、工事の内容によっては、既に起債ですとか、国の補助ですとか、財源を伴ったものがございますので、そういったものについてはしっかり取りこぼしがないように、価格高騰で反映できる部分について財源の充当を行いながら対応していきたいと思っております。

なお、今後に向けてですけれども、今年度はそういった形で予算措置をするしかないと思いますけれども、今後もしろんな事業に影響を与えることがないように、市の事業への影響がないように、こういったものを優先的にやるかとか、あと今、債務負担行為の話も出ましたけれども、債務負担行為はあくまでも上限額でありますので、それを執行するに当たりましては、しっかり事業の精査、内容の精査なども行いながら予算の執行に努めていきたい、財源の確保に努めていきたいと思っております。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○内田美恵子君 補正予算で対応するという事なんですけど、その補正予算の財源は何を具体的に考えているのでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。中光啓子財政部長。

○説明員（中光啓子君） 本年度の予算に関しましては、今、申し上げたとおり基金からの取崩しになるかと思います。それと併せて、そもそも財源充当できるもの、国の補助ですとか起債、そういったものはしっかり反映させながら予算措置をする予定です。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 これから本当にそれが大きな問題となってくると思うんですけれども。まず、本当に何が起こるか分からない時代ですよ、今。そして、今日も私、駐車場に車を止めていたら、ぶつかられたよという知らせが直前にありました。本当にこれも予測不能な。こういうことが市で起こると、財政規模が大きいですから、本当に対応できるようにしていくためにはどうしたらいいかということを本当に根本から考えていただきたいと思います。

それで、まず、一つ一つの事業をやるときに、これがこの事業をやったら今後の財政状況にどれだけの影響があるのか、それでそれをしっかりと把握した上で、この事業が今後、影響が少なくなるためにどうしたらいいかという工夫を徹底して行っていただきたいと思います。その辺、いかがでしょう。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。中光啓子財政部長。

○説明員（中光啓子君） 今、財政当局としては、中期財政計画のみならず長期的な視点での事業なども見据えながら、いろんな予算のことを考えていますけれども、長期的な視点でというところでいきますと、やはり、最終的には財政調整基金を積んでいくことが柔軟な対応のときに必要なかとは思いますが。事業につきましても、お金も大事なんですけれども、その事業そのものが本当に必要なのか、市民にとってどれだけのメリットがあるのか、そういったことも視点としては忘れずに、併せてその財源の確保と財政の長期的な運営も見据えて対応していきたいと思っております。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 どんなに必要な事業でも財源がなければできなくなっちゃうんですよ。それを肝に銘じて、これから社会の変化に対応した財政状況、それから、市政運営を行っていただきたいと思います。強く要望しておきます。

それから次に移ります。

市内の事業者への影響と対応策についてです。

ガソリンなどを使用する交通事業者、プラスチック製の容器やフィルムなどを多用するスーパー

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

や食品販売業者、石油系溶剤やプラスチック製のハンガー、衣類包装袋を使用するクリーニング店、プラスチック製の手袋やプラスチック製容器入りのシャンプーやリンスなどを使用する美容院や理髪店、また、中東からの輸入肥料を使用する農業者など、市内のさまざまな業種の事業者がホルムズ海峡封鎖による何らかの影響を受けていると思います。市内各種事業者がどのような影響を受けているのか、経営状況への影響も含めてお聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。大井一郎環境経済部長。

〔説明員大井一郎君登壇〕

○説明員（大井一郎君） 現状、正式な調査は行っていないですが、石油関連資材や梱包材が高騰、調達が困難となり、建設業や食品小売業、農業などの事業者から影響が出ているとの声を商工会などを通じて伺っています。

予算案議決後、我孫子市商工会員を中心とした事業者、国の重点支援地方交付金を活用した中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援金を給付する予定であり、支援金の申請に併せて任意のアンケート調査を実施したいと考えています。収集したアンケート結果は、今後に役立てていきたいと考えています。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 アンケート調査などしていなかったということですが、コロナ禍と同程度の経済的影響があるというふうに言われているので、どうしてこれ、調査もしなかったのかちょっと信じられませんが、今後、これはまだ影響が続くと思いますので、しっかり調査していただきたいと思っています。その辺、御答弁ください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。大井一郎環境経済部長。

○説明員（大井一郎君） 予算案議決後に、商工会を中心とした事業者にアンケート調査のほうを実施していきたいと考えています。内容等についても、多岐にわたっていろいろなアンケートしたいと考えておりますので、今後、しっかり調査していきたいというふうに思います。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 市内事業者への影響というのは市民への影響にもつながってくるわけですから、その市民への影響も含めてしっかり調査して、それから、市で対応することはしっかり市で対応していただきたいと思いますが、できないことは県や国に、それもしっかりと要望をしていただきたいと思いますが、その辺はお考えではないのでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。大井一郎環境経済部長。

○説明員（大井一郎君） 市のほうでできることは、今回の予算案のほうで上程しています。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

あと、県のほうから農業関係の肥料の高騰があるんで、その補助をやる予定ということで、調査のほうが来ているということは伺っています。そのほかにも、国・県等については要望等はしていきたいというふうに考えています。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 しっかりと対応していただきたいと思います。

それでは次に、市内の医療機関や介護施設への影響と対応策についてです。

私たちの命を預かる医療現場では、使い捨ての医療用手袋やディスポーザブルガウン、手術用資材、注射器、点滴パック、カテーテル、透析回路、そして、薬の包装紙や軟膏を入れるケースなど、さまざまなプラスチック製の医療用資材を使用しています。しかし、ナフサの供給不足に伴い、プラスチック製の医療用資材の供給不足や価格高騰が深刻化しています。また、高齢者を支える介護現場でも、プラスチック製の手袋やエプロンなどが不足しています。

このような状況の中、千葉県保険医協会が県に医療用資材の供給不足に対し緊急対応を要請しています。また、国に対しても、全国がん患者団体などが中東情勢に伴う医療用資材等の安定供給に関する要望書を出しています。

ホルムズ海峡封鎖など緊迫した中東情勢が続く中、市内の医療機関や介護施設ではどのような影響が出ているのか、また、市・県・国の各行政機関ではどのような対応策を取ることができるのか、お聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。根本久美子健康福祉部長。

〔説明員根本久美子君登壇〕

○説明員（根本久美子君） 市内医療機関や介護施設でのナフサの供給不足に伴う影響については、使い捨ての手袋やエプロンなどの医療用資材の価格高騰や納品の遅れ、購入制限などの影響はあるものの、入手できない状況ではなく、各機関で備蓄保管分もある程度確保していることから、今すぐ医療現場等で混乱を招く状況でないことを確認しています。

令和8年5月14日付で厚生労働省が公益社団法人日本医師会等に対し、「中東情勢を踏まえた医療用手袋の備蓄放出について」を通知しており、各医療機関には5月18日から医療機関等情報支援システム、通称G-MISを通じて確保が困難となっている医療機関向けに医療用手袋5,000万枚を放出し、販売事業者を通じて医療機関に手袋を販売する流れとするとの連絡がありました。また、今後の供給状況を踏まえ、必要に応じ追加で放出することにもなっています。

さらに、国は全国の医療機関等の状況を把握するため、医療機関等における医療機器及び医療物資等の供給に関する情報提供窓口を設置し、医療品、医薬物資等の供給状況に関する医療機関からの情報を幅広く把握し、安定供給を図るとしています。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

全国的なナフサ不足による物資不足に対し、市が独自に物資を調達することはできませんが、供給状況を把握し、国・県の動向を注視しながら、医療機関等が物資が足りずサービスを提供することができないという事態にならないよう努めていきます。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 コロナ禍のときには、県が中心になってさまざまな対応をしていただいたと思うんですけども、今回のような医療用資材の供給不足に対しては、どこの行政機関が中心になって対応するのでしょうか。

それから、県のホームページに、深刻な不足が予測される医療機関は行政を通じて緊急配布要請個別シートを提出して供給のサポートを受けるようにという情報が掲載されているんですが、このような情報というのは市内の医療機関に提供されているのでしょうか。その辺をお聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。根本久美子健康福祉部長。

○説明員（根本久美子君） まず、このようなときの、今回の中東に関する流れとしましては、管理としては国が行うという形になりますけれども、先ほどお伝えしたG－M I Sにつきましては、まず、医療機関が入力し、その後、県が把握をした上で、それで国に報告、国から物資を調達する販売事業者に連絡するという流れになっておりますので、一応、流れとしてはそれが基本的な流れになっております。そして、その中で緊急の不足があるものについては、そちらで管理をしていくという形になりますので、全体的に今の流れはそれになっています。

そして、それが医療機関のほうに流れているかという形につきましては、G－M I Sは全ての医療機関に流れておりますので、基本的には把握している形になるかと思います。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 まずは、情報提供をしっかりといただきたいと思います。

今回の中東情勢の悪化を受けて、いかに日本が資源を輸入に頼っているかということ、それから世界が平和でないと日本は生きていけないということも実感しましたので、本当に皆さんとともにこれを機にいろいろ今後のことも考えていく機会にしていきたいなと思います。化石燃料から脱したエネルギー社会の構築、あるいはプラスチックに過度に依存した生活を、みんなで見直していかなければいけないなと思っています。

それでは、次の質問に移ります。

生きづらさを抱えた子ども・若者支援についてお尋ねします。

まず、不登校児童生徒の状況について。

初めに、不登校児童生徒数の推移をお尋ねします。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

令和6年度の全国の小中学校の不登校児童生徒数は約35万4,000人で過去最多となりました。また、高校を含めると40万人を超えており、児童生徒の約26人に1人が不登校という状況です。我孫子市においても、令和元年度は178人でしたが、令和6年度は375人で過去最多となり、5年間で2倍以上に急増しています。

小学校、中学校それぞれの不登校児童生徒数の推移と不登校児童生徒の割合をお示してください。
また、現状についての教育長の見解をお聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。丸智彦教育長。

〔説明員丸智彦君登壇〕

○説明員（丸智彦君） 令和元年度から令和7年度の小学校、中学校それぞれの不登校児童生徒数及び割合については次のとおりです。

令和元年度、小学校では42名、0.68%、中学校136名、4.28%です。令和2年度ですが、小学校47名、0.78%、中学校141名、4.58%です。令和3年度、小学校67名、1.15%、中学校172名、5.69%。令和4年度、小学校98名、1.70%、中学校240名、8.22%。令和5年度、小学校130名、2.34%、中学校235名、8.11%。令和6年度、小学校136名、2.48%、中学校239名、8.59%。令和7年度の小学校不登校者数は127名、割合は2.41%です。中学校の不登校者数は202名、割合は7.33%です。

これまで不登校児童生徒数及び割合は増加を続け、教育行政における最重要課題の一つと捉え、学びの場の提供や教育機会の確保、教職員の研修の充実等に努めてまいりました。

令和7年度には初めて減少に転じました。これは各学校の不登校支援の成果であるとともに、令和7年度に全校設置が完了した校内教育支援センターの効果が非常に大きいというふうに考えております。この結果に満足せず、今後もさらなる不登校支援の充実のために力を尽くしてまいります。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 ありがとうございます。

今、割合とか数を教えていただいたんですけれども、現在でも不登校が全国平均よりも高いとか何とか聞きますけれども、その辺、市の不登校の割合というのは、小学校、中学校、全国平均と比べるとどうなっているのでしょうか。

それから、中学校の不登校の割合が小学校の3倍ぐらいになっていると思うんですが、なぜ、中学が高いのか、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。丸智彦教育長。

○説明員（丸智彦君） 全国と比べてどうなのかというところに関しましては、全国でも多少高いというところは確かです。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

あと、中学生がなぜ多いのかというと、やはり進路というのが大きくなってくるのかなと。あとは小学生から引き続きという子も結構多いもんですから、その辺のところを根本的に、やはり小学校のうちに解決できるような形にしていきたいなというふうには考えています。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 今、我孫子市は、本当にこのところ不登校対策に力を入れていただいて、校内教育支援センターも本当にすぐつくっていただいてありがたく思っているんですけども、依然として全国よりも少し高い水準だということで、何とかしなければいけないなと思っているんですが、文科省が、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランというのを出してから3年ぐらい経過したんですけども。この中に3本の柱が書いてありますよね、学びたいと思ったときに学べる環境を整えるとか、小さなSOSを見逃さない「チーム学校」で支援する体制づくりだとか、また、学校の風土を「見える化」していく、学校が「みんなが安心して学べる」場所にするというふうにうたっていたわけですが、今、我孫子市の現状がどうなっているのか、その辺、お聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。丸智彦教育長。

○説明員（丸智彦君） 令和4年度末に出されたCOCOLOプランだったかなと思います。

まず、1つ目の柱の学びの場の確保で学べる環境を整えるということに関しては、先ほども答弁しましたけれども、教育支援センター、かけはし・ひだまり、それから校内教育支援センター、これは議会の議員の皆様の承認を得て予算関係出していただいたところで、校内教育支援センターの全校設置、そういったものに関しては他市に比べて早くできたかなというふうに思っています。

ただ、これでやっぱり先ほども言いましたけれども、満足しないで今後も不登校支援、人数がまだおりますので、その辺のところはどういうふうにカバーしていくのかというのは、学校と地域と保護者と一緒に考えていきたいなというふうに思っています。

2つ目の柱、「チーム学校」で支援するということなんですけれども、まず、子どもの小さなSOSを見逃さないということに関しましては、いろいろな種々のアンケートとか、教育相談とか、そういったものは各学校でも充実してやっているかなと思っています。その辺のところをしっかりとやるのと同時に、やはり不適応等が発生した際に、どういうふうな動きをしなくちゃいけないのかというのが、個々の教員がしっかりと分かってなくちゃいけないと。そうじゃないと「チーム学校」は成立しないというふうに思いますので、そこは毎回言い続けていきたいなというふうに思っています。

3つ目の柱、学校風土の「見える化」というところなんですけれども、結局はみんなが安心して学校に通っていきましょう、楽しみながら学校に行きましょうという案ですけども、ここに関し

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ては、とにかく学校に言っているのは、保護者や地域に今の学校の実態についてしっかりお話をしてくれと。どういう状況なのかというお話をした中で、地域と一緒に考えていこうじゃないかというところで、学校運営協議会の熟議とか、そういったことを通して一つ一つ解決できたらいいなというふうに思っています。

トータルの見て、COCOLOプラン全部できたと、充実していますとは言えませんが、一歩ずつ近づいてはいるんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 本当にこれは一朝一夕に解決する問題ではないと思うんですけれども、少しでもCOCOLOプランに近づくように、教育長以下、関係者の皆様には本当に御努力を続けていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、教育支援センターと校内教育支援センターに通う児童生徒数の推移と各センターの役割についてお尋ねします。

市内には不登校の受け皿として、かけはしとひだまりの2か所の教育支援センターと全小中学校19校に設置した校内教育支援センターがあります。教育支援センターに通う児童生徒数は、校内教育支援センターの設置後、減少しています。教育支援センターと校内教育支援センターに通う児童生徒数の推移と、不登校児童生徒に対する割合をお聞かせください。

また、校内教育支援センター設置後、教育支援センターの機能は、不登校児童生徒の居場所の一つから市内登校児童生徒支援の中核と変化しましたという御答弁がありましたが、その傾向は強まっているのでしょうか、お聞かせください。

また、教育支援センター、校内教育支援センター、教育相談センターのそれぞれの役割をお聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。丸智彦教育長。

〔説明員丸智彦君登壇〕

○説明員（丸智彦君） 令和元年度、小学校児童の登室者は19名、不登校児童に対する割合は45.2%、中学校生徒の登室者は26名、不登校生徒に対する割合は19.1%。以下、数のみ言っていきます。

令和2年度、小学校19名、割合40.4%、中学校26名、割合が18.4%です。令和3年度、小学校19名、28.4%、中学校28名、16.3%。令和4年度、小学校28名、28.6%、中学校71名、29.6%。令和5年度、小学校児童の登室者は26名です。不登校児童に対する割合は20.0%。中学校生徒の登室者は79名、不登校生徒に対する割合は33.6%です。令和6年度、小学校児童の登室者は20名、不登校児童に対する割合は14.7%、中学校生徒の登

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

登室者は46名、不登校生徒に対する割合は19.2%。令和7年度、小学校児童の登室者は16名、不登校児童に対する割合は12.6%、中学校生徒の登室者は31名、不登校生徒に対する割合は15.3%です。

令和5年度以降の校内教育支援センター登室児童生徒数及び不登校児童生徒に対する割合は、次のとおりです。

令和5年度、小学校の登室者数が24名です。不登校児童に対する割合は18.5%です。中学校の登室者数が161名です。不登校生徒に対する割合は68.5%です。令和6年度、小学校の登室者数は85名です。割合は62.5%。中学校は156名、割合は65.3%です。令和7年度、小学校は97名です。不登校児童に対する割合は76.4%。中学校は159名、割合は78.7%です。

教育支援センターでは、教育相談センターと協力して体験活動の一層の充実化、家庭訪問等のアウトリーチ型支援、学校の不登校支援委員会への参加による学校との連携強化など、新たな取り組みを推進しております。これまでの不登校児童生徒の居場所の一つから、市内不登校児童生徒支援の中核として役割を強化してまいります。

次に、教育支援センター、校内教育支援センター、教育相談センターのそれぞれの役割についてお伝えします。

教育支援センターが市内2か所に設置し、先述のとおり不登校児童生徒の居場所として教育機会を確保しながら、市内不登校児童生徒支援の中核として機能しております。学校という建物自体に抵抗感のある児童生徒も、学校外の教育支援センターには通いやすいという利点があります。また、学校内の校内教育支援センターでは実施が難しい体験活動や運動、校外学習なども充実させるようにしています。

校内教育支援センターは、学校に行くことはできるが、在籍している教室に入ることが困難な児童生徒が登室しています。学校内にあるため、教科や時間帯によっては在籍教室と行き来できることや、担任の先生や学級の仲間と関わる機会を持ちやすいこと、小学生でも保護者の送迎なく自分で登室できることなどといった利点があります。

教育相談センターでは、ケースワーカーや心理士、指導主事などが児童生徒や保護者の相談に応じております。必要に応じて、在籍校と情報共有し連携して支援しています。また、不登校支援に関する学校教職員向けの研修を定期的に開催し、不登校の未然予防や初期対応等について実践できるようにしております。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 詳しくありがとうございました。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

今、教えていただいた数というのは登録者だと思うんですが、実際にそれぞれの場所に通級している生徒数というのは、ざっくり分かれれば教えていただきたいんですが。その辺、分からなければ、また後で資料提供をお願いしたいと思います。

それからもう一点、各センターの役割を教えていただいたんですが、それぞれがどのような連携・協力体制を取っているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。丸智彦教育長。

○説明員（丸智彦君） まず、出席の率なんですけれども、これ毎回出席は取っておりますので、その出席率はデータを見れば分かるんですけれども、大体私がざっと毎月報告が上がってくるのを見ると、5割から6割かなというふうに思っています。

あと、組織に関してなんですけれども、中核というよりも、一番は教育相談センターが中心です。教育相談センター、教育支援センター、校内教育支援センターという形になっているかなというふうに思います。教育相談センターが全てのことを網羅して、指示・指導等を一気に引き受けて、その後、教育支援センターに下ろして、校内教育支援センターのほうに流れていくというパターンです。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 分かりました。

それでは次に、フリースクール等に通っている児童生徒の増加要因についてお尋ねします。

民間のフリースクール等に通っている児童生徒は、令和6年度が県のオンライン授業、エデュオブちばを含めて26人、令和7年度はオンライン授業を含めて40人と増加しましたが、その要因をお聞かせください。

続けて、学校への登校がなく、教育支援センターやフリースクール等へも通っていない児童生徒の状況についてお尋ねします。

令和7年度に一度も学校への登校がなく、教育支援センターやフリースクール等にも通っていない児童生徒は、小学校2人、中学校8人の合計10人でしたが、令和8年度4月末時点では、小学校10人、中学校21人、合計で31人と増加しています。どこにも通っていない児童生徒の最近の状況をどのように分析されているのか、お聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。丸智彦教育長。

〔説明員丸智彦君登壇〕

○説明員（丸智彦君） 初めに、ウについてお答えします。

フリースクールなどに通っている児童生徒が増加している要因として、学びの場の多様化が挙げられます。フリースクール自体も増加しており、学習に力を入れているところ、体験活動に力を入

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

れているところ、オンラインの活用に力を入れているところなど、目標や活動内容、特色はさまざまです。そのため、自分に合った学びの場を選択しやすくなってきています。

また各学校においても、リモートで授業を受ける体制が整備されてきていることや、県のオンライン授業、エデュオブちばが下学年の授業にも参加できるようになったことで、自宅などで学習に取り組める児童生徒も増加しています。

次に、エについてお答えします。

令和7年度末と令和8年度4月末の数字を比較されているため増加しているように見えますが、これから学校に登校するようになる児童生徒や教育支援センターなどに登室を始める児童生徒などにより、令和8年度末までには数字が徐々に減っていくこととなります。いわゆる、どこにもつながっていない児童生徒に対する支援は、今後も非常に重要なものであると捉えておりますので、各学校及び教育支援センター、フリースクールなどと連携して支援してまいります。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 どこへも通っていない児童生徒というのは、健康上の理由とか、家庭環境の問題だとか、どこにも通えない理由がそれなりにあるんだと思います。ですけれども、義務教育の過程の中でどこにも通わないで教育機会を持たないと、社会とのつながりも希薄になって何の支援も受けられないという状況は本当に好ましいことではないと思います。

これから教育委員会だけではなくて、子ども支援課やこども家庭センターなどもできましたので、社会福祉課等も庁内関係各課と連携して、ぜひこの今どこにも通っていないという子どもたちへの対応を何とかしていただきたいと思いますけれども、その辺の今後の対応など考えがあったらお聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。丸智彦教育長。

○説明員（丸智彦君） 児童生徒の支援と、やはり保護者支援というのが大きいかなというふうに思っています。これまでも子ども部との連携というのは深く強めておりましたけれども、今後もより一層その辺のところは、強く連携を深めていきたいなというふうに思っています。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 関連がありますので次に進みます。

不登校児童生徒への多様な居場所の創出についてです。

昨年6月議会で、不登校の増加要因は、友人・教員との関係、学習の困難さなど学校環境に起因するもの、生活リズムの乱れなど家庭環境に起因するもの、無気力、不安、抑うつなど子ども本人に起因するものなど多様な要因が挙げられ、これらの要因が複数重なり合って不登校が増加してい

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

るとの御答弁がありましたが、不登校の要因がさまざまであれば、さまざまな受け皿が必要になるのではないかと考えます。

現在、市で設置した教育支援センターや校内教育支援センター、また、民間のフリースクールなどに実際に通っている児童生徒は、不登校児童生徒のほんの一部にすぎません。これからは民間のフリースクールや市民とより一層連携を深め、多様な受け皿や場所を整備する必要があると思います。今後の不登校支援についてのお考えをお聞かせください。

また、フリースクール等に通うための財政的支援や、市民が不登校の受皿となる場を設置し運営していく場合の支援についてもお考えをお聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。丸智彦教育長。

〔説明員丸智彦君登壇〕

○説明員（丸智彦君） 教育支援センターやフリースクールなどに通っている児童生徒については、学校や各機関の連携強化や内容の充実を図り、つながりのある支援体制づくりに取り組んでおります。また、そのような機関につながっていない児童生徒への支援については、家から出て通うことが難しい場合があり、アウトリーチによる支援やオンラインの活用など、個々の実態に応じた支援方法を検討し、チームとして進めることが重要であると考えております。

フリースクールなどへ通うための財政的支援の実施は予定しておりませんが、近隣市の状況について情報収集してまいります。フリースクールなどの受け皿となる場の設置、運営に関する支援は、千葉県フリースクール活動支援事業がありますので、市単独の支援は現在のところ予定はしておりません。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 フリースクール等に通う財政支援は考えていないということなのですが、市民が設置する場合の設置の支援についてなのですが、先日、不登校支援に関わっている市民の方たちが、オルタナティブスクールわかというのを設立しました。今後、不登校の居場所の一つになるのではないかと期待しているんですけども、教育委員会としても、市民のつくるそういう居場所が継続できるように、何らかのサポートができないのかなと思っているんですが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。丸智彦教育長。

○説明員（丸智彦君） 先ほど答弁したように、財政的な支援という面ではちょっと厳しいかなというふうに思っていますけれども、こういった支援ができるかというのは、お話を聞きながら、子どもたちのためですので連携して進めていけたらいいかなというふうに考えています。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君　まずは、場所とか、情報の提供とか、そういうことが中心になるのかなと思いますが、その辺、御検討いただきたいと思います。

それでは次に、不登校児童生徒の義務教育終了後の支援について。

初めに中学卒業後の進路についてお尋ねします。

中学３年時の不登校生徒数は、令和元年度６１人、２年度は３８人、３年度は８２人、４年度は７９人、５年度は８８人、６年度は１０５人、そして、７年度は９０人と増加傾向が続いています。

昨年度、中学３年時に不登校であった生徒９０人の卒業後の進路をお聞かせください。

また、どこにも所属をしない選択をした生徒数をお聞かせください。

○議長（日暮俊一君）　答弁を求めます。丸智彦教育長。

〔説明員丸智彦君登壇〕

○説明員（丸智彦君）　卒業後の進路は、全日制高等学校や定時制高等学校、通信制高等学校、通信制サポート校、技能訓練校など、生徒個々の状態や目標等により進路はさまざまでございます。

どこにも所属しない選択をした生徒数については、個人の特定に関わるため公表しておりませんが、在宅を選択した場合は相談機関や福祉サービスの利用等へつなげていきたいと考えております。

○議長（日暮俊一君）　内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君　中退した子どもたちとか、それから、どこにも所属しない選択をした生徒などが相談したいと思ったときに、相談する窓口というのは行政にあるんでしょうか。その辺をお聞かせください。

○議長（日暮俊一君）　答弁を求めます。丸智彦教育長。

○説明員（丸智彦君）　一義的には相談窓口は教育相談センターがやっています。実際、あとは学校のほうに結構連絡は入ってきますので、学校が教育委員会のほうに連絡をして一緒につないでいくというパターンもあります。実際、この相談に関しては、子ども部とかも一緒に連携するときもあるし、うちのほうも子ども相談課とか、そういったところとはつながって一緒に考えているというところでございます。

○議長（日暮俊一君）　内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君　やはり義務教育を終えた児童生徒の相談というのは、なかなか行政としては正式な相談窓口を設置することも法的に根拠がありませんから難しいのかなと思うんですが。

それで、次の質問に移らせていただきます。

中学校卒業後の子ども・若者に対する相談・支援体制についてお尋ねします。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

卒業時に不登校であった生徒が、その後、どこにも所属せず、生きづらさを抱えながら家に引きこもっている場合、社会との関係が絶たれ、何の支援もないのが現状です。引きこもりが長期化し、80代の高齢の親が無職状態で引きこもっている50代の子どもの生活を支え続け、親子ともに限界に陥る8050問題につながらないようにするためにも、何らかの社会とのつながりづくりと相談支援体制が必要だと考えます。義務教育卒業後の生きづらさを抱えた子どもや若者への支援について、市及び教育委員会のお考えをお聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。山崎美弥子子ども部長。

〔説明員山崎美弥子君登壇〕

○説明員（山崎美弥子君） 私からは、市の考えについてお答えします。

義務教育終了後の子どもについても、こども家庭センターが窓口となり、来所による相談や電話だけでなく、御自宅への訪問やLINE相談など、さまざまな手段で相談・支援を行っています。

中学校卒業後にどこにも所属していない子どもや、高校進学後の中途退学など、子どもによっては継続的に状況を把握することが難しいことから、必要な支援につなげるため、引き続き、ホームページやFacebook等によりこども家庭センターで相談できることを子ども自身にも周知していきます。

現在、ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるよう、教育委員会や福祉部門が構成メンバーとなり、我孫子市療育・教育システム連絡会を設置していることから、引き続き、中学校や教育委員会とも情報共有を図り、支援の在り方を検討してまいります。

また、若者に対する相談支援については、生きづらさを抱えた若者支援につなげられるよう、高等学校やスクールソーシャルワーカー、不登校支援団体などの民間支援団体と協力しながら関係機関との連携を深めてまいります。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。佐藤和文教育総務部長。

〔説明員佐藤和文君登壇〕

○説明員（佐藤和文君） 私からは、教育委員会の考えについてお答えします。

中学校卒業時に不登校であった生徒がその後の所属先がない場合、個々の状況を見ながら、相談できる場所や人とつながりを持てるよう関係機関と連携できるようにしています。

また、所属先がある場合も、学校等との引き継ぎや相談機関と情報を共有し、困ったときに助けを求められる環境や社会とのつながりを継続できるような環境づくりが重要になると考えております。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 これから、不登校に引き続き、引きこもっている子どもたちへの支援というのは、

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

本当に市の大きな課題になってくると思いますので、こども家庭センターもできたことですから、まさに一人一人に寄り添った伴走型支援ということが国でも言われていますので、ぜひ、その辺に力を入れて努力していただければと思います。御答弁、せっかくですからお願いします。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。山崎美弥子子ども部長。

○説明員（山崎美弥子君） この4月からこども家庭センター、子ども相談課内と、市民が身近に相談できる窓口として我孫子駅南口のほうにも、こども家庭センターかるがもを設置しております。引き続き、こういった相談窓口があるということを市民の方に周知して、もし、悩み相談がある場合は、気軽に相談に乗れるような体制をつくっていきたいと考えております。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 よろしくお願ひいたします。

それでは最後に、子ども・若者応援団——仮称なんですけれども——との連携・協力についてお尋ねします。

昨年12月に我孫子市民活動ネットワーク主催で、義務教育を終えた子どもや若者がどのような支援を求めているかに着目し、中学卒業後の若者の相談支援体制を考えるというテーマの研修会が実施されました。当日は、我孫子市の子ども相談課や社会福祉課、障害者支援課、教育相談センター、社会福祉協議会、社会福祉法人やNPO法人、かしわ地域若者サポートステーション、自立支援協議会、我孫子市学習支援ネットワーク、不登校支援をしているトイロなど、子どもや障害、生活困窮などに携わるさまざまな支援機関の方々が参加し、現状把握やこれまでの活動の共有、そして、今後、どのような相談支援体制が必要なのかを話し合いました。そして、研修会での意見を踏まえて、今年5月に（仮称）子ども・若者応援団が設立されました。

現状では空白となっている中学校卒業後の若者の相談支援体制を考え、今後、具体的な取り組みを行う（仮称）子ども・若者応援団との連携・協力が必要だと考えますが、市及び教育委員会のお考えをお聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。山崎美弥子子ども部長。

〔説明員山崎美弥子君登壇〕

○説明員（山崎美弥子君） 私からは市の考えについてお答えします。

こども家庭センターは、子どもや保護者への相談・支援や関係機関とのコーディネートだけでなく、子どもやその家庭を支援する既存の地域資源の把握であったり、不足する民間団体等の地域資源の開拓など関係機関との連携を強めることで、子ども・若者に必要な支援を着実に提供できる体制を整備することも役割の一つとなっております。

このことから、子ども・若者への相談・支援体制として、（仮称）子ども・若者応援団等の民間

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

団体とのネットワーク構築は必要であると考えことから、市としても継続的に協力し連携を図っていきます。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。佐藤和文教育総務部長。

〔説明員佐藤和文君登壇〕

○説明員（佐藤和文君） 教育委員会の考えについてお答えします。

教育委員会では、小中学校在籍の児童生徒への支援が中心となりますが、卒業後に社会とのつながりを持ち続け自立した生活を送れるよう、切れ目のない支援体制を築くことは重要であると考えています。

（仮称）子ども・若者応援団との連携・協力については、市長部局からは子ども相談課や社会福祉課など、教育委員会からは教育相談センターが参加し、意見交換を行っているところです。今後、本人や保護者の言葉を聞き、実態に即した相談・支援体制整備について関係機関と連携を図ってまいります。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 具体的にどんな連携・協力ができるとお考えなのか、その点だけ、お聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。佐藤和文教育総務部長。

○説明員（佐藤和文君） 連携につきましては、先ほど議員からもありましたとおり、場所だとか、情報提供とか、そういったところは関係部署と連携しながら検討していかなくちゃいけないことだと思いますので、教育委員会としましては、物によっては保護者の同意を得た上で提供になるかと思えますけれども、必要な情報については協力していきたいと思えます。

○内田美恵子君 答弁漏れ。子ども部のほうも。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。山崎美弥子子ども部長。

○説明員（山崎美弥子君） 教育委員会と同様になりますけれども、あとはそのほかに支援者に対しても、支援者に携わる方が迷ったりとか、あと、悩みを抱えたりすることもあると思いますので、子ども部のほうに専門職も数名配置しておりますので、そういった支援者に対しても支援ができるような市のサポートも必要かと考えておりますので、そういった面でも連携していきたいと考えております。

○議長（日暮俊一君） 内田美恵子議員。

〔内田美恵子君登壇〕

○内田美恵子君 御答弁、ありがとうございました。

本当に行政には、場所や情報の提供、それから専門職の御協力など、いろいろ連携・協力してい

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ただきたいなと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

今回、生きづらさを抱えた子どもたちの支援について質問させていただいたんですが、これから未来を担う子どもたち一人一人が、誰一人取り残されないような社会を本当にみんなでつくっていったらなと思っていますので、ぜひ、これまで以上の御努力をよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（日暮俊一君） 以上で内田美恵子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後0時02分休憩

午後1時05分開議

○議長（日暮俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市政に対する一般質問を許します。芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 皆さん、こんにちは。我孫子市議会議員の芝田真代です。

関東地方も梅雨入りをしましたが、本日は梅雨の中休みのようにならと晴れております。ですが、まだ、油断のできない寒暖差が続いております。市民の皆様におかれましては、体調管理に十分御留意いただくとともに、これからの本格化する大雨や台風シーズンへの備えも改めて御確認いただければと思います。

さて、本市におきましては、人口減少や物価高騰への対応、公共施設の更新、子育て支援や福祉施策の充実など、多くの行政課題に直面しております。限られた財源の中で何を優先し、どのような将来像を描いていくのか、これまで以上に問われる時代となっておりまいた。

そのような中で本日は、リサイクルセンター整備計画及び資源循環政策について、また、不妊検査助成制度に関する広報の在り方について質問をいたします。限られた財源の中で、市民の皆様からお預かりした税金をどのように使い、どのように説明責任を果たしていくのか、その視点から質問を行います。

それでは、通告に従い、順次質問いたします。

まず、大綱第1、リサイクルセンター整備計画及び資源循環政策についてです。

まず、リサイクルセンター整備計画について伺います。

本事業は、市が、今後、進めようとしている大規模な公共事業であり、多額の財政支出を伴うことから、市民の関心も非常に高い事業となっております。一方で、市長との懇談会などでは、施設整備の必要性や事業の妥当性、将来的な財政負担などについて、多くの意見と質問が寄せられました。私自身も市民の皆様から御意見をいただいておりますが、その中でも多いのは、施設が古いことは

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

理解ができるが、本当にこの規模の施設が必要なのか、ほかの方法は検討されていないのか、なぜこの金額になるのかが分からないといった声です。

そこでまず、ア、現在のリサイクルセンターが抱える課題と施設更新の必要性について、市はどのように認識しているのかを伺います。

イ、現在、計画されている施設規模や処理能力についてどのような考えで設定したのか、お聞かせください。

さらに、ウ、施設整備を進めるに当たり、既存施設の延命化、民間活用、広域連携など、さまざまな選択肢は考えられていると思いますが、どのように検討してきたのか、あわせて伺います。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員の質問に対する当局の答弁を求めます。大井一郎環境経済部長。

〔説明員大井一郎君登壇〕

○説明員（大井一郎君） 初めに、アについてお答えします。

現施設は、粗大ごみ処理施設、プラスチック中間処理施設、空き瓶搬送コンベヤなどが該当するものと思われていますが、粗大ごみ処理施設は稼働から49年、プラスチック中間処理施設も24年経過しており、特に粗大ごみの処理施設の老朽化は深刻な状況です。昨年度も約3,400万円の修繕費が発生しており、定期的に行う修繕だけでなく老朽化に伴う破損による緊急修繕なども行っている状況です。

空き瓶搬送コンベヤは、新クリーンセンター建設に伴い令和2年度から場内の別の場所に移設し、スペースの問題から従来よりも小さい規模に改造した上で、暫定の処理として稼働を続けてきましたが、昨年度は旧クリーンセンターの解体に伴い、再度、場内へ移設を行っています。こちらも昭和58年度から稼働している設備を、形を変えながら40年以上使い続けていますので、移設に伴い修繕なども行いながら稼働している状況です。また、この設備はやむを得ず屋外に設置していますので、作業環境は非常に厳しい状況となっており、市でも改善策を検討しているところです。

プラスチック中間処理施設は、さきに挙げた2つの施設設備よりも稼働期間が比較的短いですが、一般的に廃棄物処理施設の設備の更新期間は20年とされているので、更新時期を既に過ぎており、また、今後、新たに資源化を行う予定の製品プラスチックにも対応はできません。さらに、これらの施設・設備は、リチウムイオン電池に起因する発熱・発火を検知する設備もない状況です。

ごみ処理施設の停止は、集積所からのごみの回収の停止にもつながり、市民生活に大きな影響を及ぼします。安心できる作業環境と安定的なごみの回収、処理を継続するため、老朽化が深刻な現在の処理施設を適切に更新する必要があると考えています。

次に、イについてお答えします。

現在、計画している施設の規模は、中間処理の対象となる不燃・粗大ごみが日量7.1トン、容

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

器包装と製品を合わせたプラスチックが日量10.1トン、ペットボトルが日量2.1トン、瓶が日量4.5トン、缶が日量1.7トンの合計25.5トンの処理能力となります。この処理量は、令和4年度に策定した我孫子市一般廃棄物処理基本計画における、令和12年度以降の人口推計を踏まえた1人当たりのごみの量の目標を達成した場合のごみ排出量を基に算定しているため、必要最小限の処理能力であると考えています。

最後に、ウについてお答えします。

アでお答えしたとおり、既存施設の延命化は困難な状況ですが、これまでに民間活用や広域連携の可能性についても検討を行ってきました。複数の整備パターンの比較を行い、民間委託を含めた事業費の検討も行いましたが、市の管理下において全ての処理対象ごみを長期的に安定して処理することができ、かつ、今後の交付金の活用の観点から、全ての処理系列を整備することが合理的と評価し、事業を進めているところです。

また、ごみ処理施設とリサイクルセンターの整備は一連の事業であり、広域連携については、柏市との共同運用について具体的に検討を進めていましたが、東日本大震災に伴う放射能対策の影響もあって、実現には至りませんでした。

現在、国の通知を受け、千葉県も2050年をめどに一定程度の一般廃棄物処理施設の広域化・集約化を目指していることから、市もその動きを踏まえて、その次の整備のタイミングに合わせて検討していきたいと考えています。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 再質問させていただきます。

私は施設が古いことは否定はしていません。実際に現場にも視察に行かせていただきました。私がただしているのは、老朽化への対策として、なぜ、全面的な新設という結論だけが先にあり、ほかの選択肢との徹底比較資料を市民に示さずにいるのかという行政の不透明さです。市民が知りたいのは、建物がいかに古いかという現状報告ではありません。既存施設の修繕、延命化、民間への完全委託あるいは広域処理、それぞれの方法を取った場合に、どれが一番将来の市民の負担を減らせるかという客観的な比較のプロセスです。

伺います。

なぜ、行政はこれらのほかの選択肢を選ばなかったのか、その理由。新設が本当に一番有利だと言い切れる証拠のデータを分かりやすく市民に公開しないのでしょうか。選択肢を1つしか示さず、先送りできないと迫る姿勢は、建設ありきの強行に思えてなりません。明確な説明を求めます。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。大井一郎環境経済部長。

○説明員（大井一郎君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、これまでに民間活用や広域連携

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

の可能性について検討を行って複数の整備パターンの比較を行い、民間委託を含めた事業費の検討も行いましたが、市の管理下において全ての処理対象ごみを長期的に安定して処理することができ、かつ、今後の交付金の活用の観点から全ての処理系列を整備することが合理的と評価し、事業を進めているところです。

あと、もともとの計画を平成27年度だったと思いますけれども、そのときに一連の事業ということで、焼却施設を整備した後、旧焼却施設を解体して、そこにリサイクルセンターを設置することで、市民の皆様にはパブリックコメントを行いましたけれども、そのときには意見等はなかったということです。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 再質問の内容は市民にどうして公表ができないのかといったところなんですけれども、市民に、なぜ、公表しないのかといった旨には触れていない、もちろん、広域化の検討もしましたと。ほかの物事も検討した上で、今回の建設が一番正しいという結論に至ったというお答えは、今、いただきましたが、その比較対象を市民が知らないことによって、今回の決定がどうしてそのような決定になったのかが見えてこないのが、まず、問題だと考えております。

また、皆さん、この情報を知るのって、建設新聞が一番詳しく情報を載せていたかと思うんですけれども、2024年の段階で50億円だったものが急に117億円という報告をされると、やはり、なぜ、そこ50億円も上がってしまったんだということにとっても懸念を抱かざるを得ない状況となっています。その市民の不安をどのように拭いていくおつもりでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。大井一郎環境経済部長。

○説明員（大井一郎君） 変わった内容の公表と金額のことということなんですけれども、いろいろ比較検討する中で、常任委員会などでも勉強会等でお知らせはしていたんですけれども、その全ての内容を公表していなかったということはちょっと不備があったかなと思いますけれども、あと金額の点については、もともと50億円近くだったものが、今、120億円弱ということでやっていますけれども、その辺については現在の物価高とか人件費の増とかそういったものが要因として考えられております。

ただ、その中でも、今回120億円弱で予算計上していますが、そもそも130億円ぐらいになっていたものを、できるだけ施設の内容を見直して減額するよう努めてまいりました。今後も事業者の選定するときに、事業者の提案等を聞きながら、どれだけ減るかというところも見ていきたいというふうに考えています。

あとはホームページ等についても、広報等についても、今後、募集が始まった後とかにしっかりと市民の皆さんに分かるように説明していきたいというふうに考えています。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 今の御答弁で、比較資料を示さなかったことは問題であったかもしれないというようにお答えいただきましたが、あくまでも今回に関しましては債務負担行為の決定ですので、期間がまだあるのでしたら、この決定の前にしっかりと市民に比較対照の資料を示すべきではないでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。大井一郎環境経済部長。

○説明員（大井一郎君） 広報やホームページで比較検討してきたというところの内容についても触れて、皆さんにお知らせして、市の管理下において全部処理することが長期的に安定してごみの処理をすることができるということを広くお知らせしたいというふうに考えています。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 それは比較対照資料を御提示いただけるという御回答でよろしかったですか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。大井一郎環境経済部長。

○説明員（大井一郎君） 当然、いろいろ他の事業者に委託するとか、民間委託とかも含めた事業費の検討を行ってきましたので、その辺の比較検討を行ったところもホームページ等でお知らせしたいと考えています。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 市の予算から考えるととても大きな金額の動く事業であるので、決してあやふやにして納得してもらえない問題ではないとしっかりと気に留めて資料のほうは提示していただきたいと思います。

次の再質問に入ります。

将来設計に基づいた適切な規模と言いますが、では、伺います。もし、今後、人口減少が想定を超えて進み、ごみの量が下回り続けた場合、この設定した規模がただの空きの巨大施設になり、動かない機械のために莫大な維持費だけを払い続けるリスクをどのように考えていますか。

ここで、他市の極めて重要な事例を挙げます。

宮城県塩竈市では、当初、自前でのごみ処理施設を建設ありきで話を進めてまいりましたが、将来の人口減少と財政への深刻な影響を冷徹に見詰め直した結果、単独施設の計画を完全に中止し、隣接する自治体との広域処理への大転換へとかじを切り直しました。塩竈市にできて我孫子市にできない理由は何でしょうか。

25年間の長期にわたり処理量の減少や、これからの技術革新に合わせて、施設の規模や運営内

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

容を途中で見直す柔軟性や、需要の変化に応じた明確な見直し基準はこの計画には担保されているのでしょうか。人口が減るのに器は大きいまま長期にわたる高額投資の決め手を教えてください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。大井一郎環境経済部長。

○説明員（大井一郎君） 事業規模と処理能力の妥当性ということで、施設の規模につきましては、ごみ処理施設整備の計画・設計要領、全国都市清掃会議がつくっているものですが、それによりますと、稼働予定の7年後を超えない範囲内で将来予測等の確度、施設耐用年数、投資効率及び今後の施設の整備計画等を勘案して定めるとしていることから、これに基づき施設稼働後7年間、令和12年度から18年度の最大となる令和12年度の推計値、1年当たりで7,322トン、リサイクル処理棟で4,591トン、ストックヤードで2,731トンで計画をしております。

広域化につきましては、やはり先ほども答弁で申し上げたとおり、千葉県の方で2050年度をめどに広域化の話も出ていますので、次の建て替え等のときにそちらの広域の話に加わってきたいというふうに考えています。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 今の答弁ですと、今回、造られる施設に関しましては、柔軟性は保てないといった内容で間違いないでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。大井一郎環境経済部長。

○説明員（大井一郎君） 将来の人口減少を見据えて、何年先のものを見据えて造るかということの議論にもなるかと思いますが、あくまでも稼働したときに、既にもうあふれるような処理施設を造ってしまつては、それはそれでごみの処理が滞るということがありますので、その辺で施設稼働をする令和12年度の推計値で設計しているということになります。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 次にまいります。

こちら先ほど広域・民間では検討し、また、震災時に汚染ごみの問題で柏市と検討したけれども断念したという話を伺いました。本市と柏市の間には、災害トラブルに備えてお互いのごみを融通し合う災害時の相互受入れ協定が今も結ばれているはずですが、このことに関して、通常時の受入れに対しては改めて話し合いを持ったことはあるのでしょうか。一度破綻してしまったという話は、委員会等で伺っております。ですが、市長も替わり、副市長も替わり、市議会議員も替わっております。また、震災からも年月がたっている中で、再度、改めて検討を柏市やほかの市に対して持ちかけたことはあるのか、お話を聞かせてください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。大井一郎環境経済部長。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○説明員（大井一郎君） リサイクルセンター整備に当たって、他市の状況等も勘案しまして、我孫子市のごみの処理量というか、それを受け入れられる市町村があるのかどうかというのは聞き取り等を行っています。我孫子市のリサイクルに関わる処理量を全て処理できるというところではなかったということで、各市でリサイクルセンターなりを設けるということで話はそこで終わっています。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 民間企業や、あと、項目の細分化で考えたことはなかったのでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。大井一郎環境経済部長。

○説明員（大井一郎君） 民間委託等を一応考えてはいるんですけども、やはり、ごみの処理ということで、民間委託先になれば何年間か契約するんでしょうけれども、そのときに物価の上昇とか、その会社が倒産したりとかというリスクがありますので、やはり安定的にごみ処理をするために、市で一括して行うことが必要という考えになって現在に至っております。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 じゃ、全く他市や民間に対してのすり合わせはしていないという状態で間違いないですか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。大井一郎環境経済部長。

○説明員（大井一郎君） 先ほども答弁させていただきましたとおり、他市とも受け入れられるかどうかというすり合わせは行いましたけれども、受け入れられる量はないということでお話しさせていただいたところです。

民間のほうは、安定的にごみ処理ができないということで、一旦、安く民間に出したとして、その分の施設が小さくなったとして、もし、その民間がなくなった場合、今度、処理ができなくなってしまうということがございますので、そういった懸念がありますので、市で一括して全て処理するのが妥当だという判断に至っております。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 先ほど、もしも状況が変わったりですとか、新たな施設ができたときに、柔軟に対応ができるかどうかといったような内容の質問をさせていただきましたが、人口が減少した、ないし、その民間委託をした先の会社が潰れてしまったりした場合のことを考えるのであれば、もっとやはりフレキシブルな状態で、何が来ても対応ができるような中間処理施設にするべきだと私は考えておりますが、ちょっとそちらの考えとはそごが生じているようなので、一旦、この質問はこち

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

らで打ち切らせていただきます。

次に、事業費の算定根拠及び将来的な財政負担について伺います。

近年は建設資材や人件費の高騰が続いており、全国の自治体でも施設整備事業の見直しや延期が相次いでいます。

そのような中、ア、本市について、市は総事業費及び運営費をどのように算定しているのでしょうか。こちら予算にかかるようでしたら御答弁は控えていただいて結構です。また、国庫補助金や地方債を含めた財源構成についてどのように見込んでいるのかを伺います。

さらに、イ、本事業が将来的な市の財政運営やほかの公共施設更新事業とどのような影響を与えているのか、市の見解をお聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。大井一郎環境経済部長。

〔説明員大井一郎君登壇〕

○説明員（大井一郎君） 私からは、アについてお答えします。

リサイクルセンター整備に係る事業規模については、（１）のイでお答えしたとおりです。

運営計画の考え方については、本事業の実施手法を令和６年度に改めて検討した結果、ごみ焼却施設と同様に、ＤＢＯ方式が望ましいという結論になりました。ＤＢＯ方式による２０年間の長期で運営を委託するメリットは、設計・施工から民間事業者に一括発注するため、業務の効率性や長期事業期間を視野に入れた創意工夫が発揮され、事業費の削減が期待できること、民間事業者が運営段階を見越して施設整備を行うため、費用対効果の高い施設整備と長期にわたって効率のよい運営が可能となることなどが挙げられます。

ただし、昨今の人件費や物価高騰の影響で、運営費に係る経費の増大が想定されていることから、総合評価方式による一般競争入札により、創意工夫も兼ね備えた上で運営費の圧縮につながる価格競争が働くことを期待しつつ、運営開始後も過剰な委託費用が発生しないよう委託業者とは密に連携を取りながら市によるモニタリングを徹底していきます。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。中光啓子財政部長。

〔説明員中光啓子君登壇〕

○説明員（中光啓子君） 私からは、イについてお答えします。

リサイクルセンター整備に係る１２０億円の財源としては、国庫支出金が３７．６億円、起債が７２．８億円、基金繰入金９．６億円を見込んでいます。

また、将来的な財政負担としては、運営経費や借入れの返済に伴う公債費などの歳出に対し、公債費に対する普通交付税措置や、回収資源売払い収入などの歳入が見込まれ、令和７年度は２億円程度必要となっている収支の差額について、令和１２年度以降およそ５億円から６億円が必要になると見込んでいます。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

なお、ほかの公共施設更新事業への影響については、現時点では支障が出るとは考えておりませんが、今後の財政状況を踏まえ、適切に対応してまいります。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 ただいま財政部からは運営に支障はないという答弁がされておりますが、少々危機感がないようには感じます。昨今の異常な建設資材と人件費の高騰は、市の想定をはるかに超えて今後も進むリスクがあります。

伺います。

万が一、市が想定している事業費の枠を実際の入札や今後の物価スライドで超過した場合、市はどのような対応をしていくのでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。中光啓子財政部長。

○説明員（中光啓子君） 支障がないと考えていたところにつきましては、将来的な、令和12年度以降の話になりますので、その時点で市税収入がどのぐらい増えているか、あるいは交付金がどのぐらい増えているかということも鑑みて、現時点では支障が、そこではある程度の収入を見越して、影響が出てくるとは考えていないと答えておりますけれども、おっしゃられたように、物価高騰ですとか、今後も予測に反していろいろな面で経費が必要になった場合、そういった場合については、当然、必要な財源を探していくということが大前提ですし、いろんな事業の見直しも考えていかなければならないと思っています。

事業の内容によっては、一時的に休止を求めるものが出てくる可能性もゼロではないですが、そこは本当に必要なものかどうかをしっかりと見据えた上で、財源を確保した上で、市民にできるだけ影響のない形で、必要なものはきちんと提供できる運営を行っていきたいと考えています。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 本日、ほかの議員の質問にもあったように、本市にはこれから更新期を迎える小中学校の校舎、施設、道路や水道のインフラが山のように残っています。このリサイクルセンターの単独新設を建設ありきで突き進めることは、ほかの公共事業の更新計画の順番が後回しにされ、子どもたちの教育環境や市民の安全に関わる予算が犠牲になるのではないかと懸念しております。ほかの施設との冷徹な優先順位の並び替えをいつ行ったのか、また、どのように行っていくのか、明らかにしてください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。中光啓子財政部長。

○説明員（中光啓子君） 事業の在り方は、もちろん、計画の段階でも行っていると思いますけれども、財政当局といたしましては、予算編成ごとに向こう3年、5年の事業も見据えた上で、予算

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

編成する10月から1月ぐらいにかけて、その事業の見直しですとか、在り方、それから実施の時期など、そういったものを担当課とも協議しながら決めていっております。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 先ほど私、塩竈市のお話させていただきましたが、広域の組合に加入しても、今、加入の届けを出したとしても、実際に入るのは15年後だそうです。ですので、更新をやめたからといってすぐに組合に入るわけではなく、その間、自市でしっかりとごみの処理をしながら続けていくといった内容でした。ですので、計画を進めてしまうことが、私は今、危険なんではないかと懸念しております。なので、ぜひ、的確な判断をしていただけるとありがたいと思っております。ぜひ、どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問にまいります。

次に、ごみ減量施策及びリユース推進について伺う……、すみません。市長からお話あるようなんで。

（「ないよ」と呼ぶ者あり）

○芝田真代君 大丈夫ですか。進めます。

○議長（日暮俊一君） 質問を続けてください。

○芝田真代君 質問を進めさせていただきます。進めてよろしいですか。

（「不規則発言に対して反応し過ぎだよ、
議長、おかしくないか。不規則発言について
反応し過ぎだよ」と呼ぶ者あり）

○芝田真代君 進めてよろしいですか。

○議長（日暮俊一君） 質問を続けてください。

○芝田真代君 質問を続けさせていただきます。

次に、ごみ減量施策及びリユース推進について伺います。

リサイクルセンターの整備をする一方で、ごみそのものを減らしていく取り組みが重要であると私は考えています。

ア、市はどのようにごみ減量施策を進めようとしているのでしょうか。

イ、リユースや民間事業者との連携による資源循環の推進について、現在の取り組み状況と今後の方針をお聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。大井一郎環境経済部長。

〔説明員大井一郎君登壇〕

○説明員（大井一郎君） 初めに、アについてお答えします。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ごみの減量施策としては、ごみの発生を抑制するリデュースの考え方を含めた３Ｒの啓発や、資源回収品目を９種１５分別に分類し、リサイクルを推進することで、ごみの減量化を行っています。さらに、資源化を円滑に進めるために、資源回収用具の管理や出し入れを自ら行っている各資源回収登録団体に対する再資源化事業促進奨励金などの交付を行っています。これらの取り組みにより、市のごみ総排出量及び１人当たりのごみ排出量はともに減少傾向にあり、今後もしばらくはこの傾向が続くものと見込んでいます。

また、リサイクルセンターの整備に合わせて改めてごみの減量施策を強化していくとともに、新たな資源化の手法を検討することで、焼却処分せざるを得ないごみの量を減らす取り組みを進めていきます。

次に、イについてお答えします。

リユースについては、３Ｒの啓発とともに、近年、民間事業者によるリユース市場が拡大していることから、当市のメリットを見極めながら活用を検討し、事業展開の必要性について総合的に判断していきます。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 ３Ｒの推進というお話がありましたが、実際に私、破砕機のほうを見学させていただいた際に、分解されていない機械がそのまま破砕機に挟まれていたり、あと大型の１００円均一とかで作るような棚が破砕機のローラーに上げられて、そのまま機械に入っていくたりするさまを見ました。また、金属が含まれている電気のコードなどは分類が難しく、そのまま破砕機に挟まっている状況も拝見しました。マットレスも、今、そのまま破砕ができないので、職員が手で分解をしているという話も聞きました。

今後はこの破砕機を新しくしたら、このマットレスそのまま入れられるんですよというお話を私実際にお伺いしましたが、そういうことではなくて、いかにごみの処理を民間と協力し、また、市民の方に協力を促して、ごみをどんどん少なくしていくのではなく、ごみをどんどんなくしていく施策を立てていかなければならないのに、ごみを減らすという努力、なくすという努力に関しては、ちょっとまだ甘いのかなと感じる部分がありました。そのところは、今、どのように把握しておりますでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。大井一郎環境経済部長。

○説明員（大井一郎君） ごみの量を減らすということで、先ほどの答弁でもありましたけれども、リユースについて、民間事業者によるリユース市場が拡大していることから、当市のメリットを見極めながら活用を検討し、事業展開の必要性について総合的に判断していくということで、まだ、使えるものがかなり捨てられているというのは、非常にもったいないというところはあると考えま

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

す。

また、分解すれば使えるような都市鉱山のような銅であったり、そういったものが現状で破碎処理されているというのは残念なことだとは思いますが、今後についても、やはり、ごみを少しでも減らして、機械に負担をかけなければ壊れづらくはなっていくと思いますので、民間事業者、八王子市なんかですと、「ジモティー」ですとか、「おいくら」とか、そういった民間事業者と協定まで結んでいるかどうかはあれなんですけれども、市のホームページなんかからでも、こういったものを捨てる前に、まず、そういったところで使いたい方がいらっしゃらないかどうかというのを、みんなで協力してごみを減らすような努力をしていければというふうに思っています。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 我孫子市でも岡発戸のほうに古着のお店がございますが、また、柏市ですと二番街の真ん中に古着のお店があつたりするパターンがあります。市民に多く目のつく場所にあるリユース施設というのはとても効果的だと思いますし、あと、ほかのいろんな市を調べてみたんですが、割と粗大ごみをきれいにリニューアルして販売をしているようなところもあります。それ、ジモティーの話に近づいていると思うんですけれども。設置場所が難しいかもしれませんが、そのように大型ごみを市民の方が自らリユースに回していけるような政策を、ぜひ、お願いします。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。大井一郎環境経済部長。

○説明員（大井一郎君） やはり、まず、ごみとして出す前に、その物自体をどなたかが使っただけのような取り組みについて、いろいろ事業者等もありますので、今後、必要性について総合的に判断して取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 次に進みます。

最後になります。市民の説明及び合意形成について伺います。

本事業については、市民説明及び懇談会などが行われてきましたが、市民から寄せられた意見や懸念について市はどのように受け止め、事業へと反映してきたのでしょうか。

また、今後どのような形で情報公開や説明を行い、市民の理解を得ていく形なのか、市の見解を伺います。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。大井一郎環境経済部長。

〔説明員大井一郎君登壇〕

○説明員（大井一郎君） 初めに、アについてお答えします。

市は平成27年度に第1次事業として可燃ごみ処理施設の整備、第2次事業として破碎処理施設

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

と資源化施設を整備することを定めました我孫子市廃棄物処理施設整備基本計画を策定しました。策定に当たり市民の皆様を対象にパブリックコメントを実施しましたが、御意見はありませんでした。

また、施設周辺の古戸、中峠など地元の農家組合や自治会を対象とした説明会を実施し、第1次、第2次までの廃棄物処理施設の整備事業であることについて御理解をいただきながら今日まで事業を進めています。

あわせて、焼却施設から始まる一連の整備事業については、ホームページでも情報を公開し、市民の皆様にお知らせをしてきました。

次に、イについてお答えします。

ここ数年で事業費が大幅に上昇している状況を踏まえ、市としても議会や市民の皆様に対し、より丁寧に説明を行う必要があると判断したことから、令和8年3月議会への債務負担行為設定についての議案の上程を見送りました。その後、事業費の精査や仕様の見直しと削減を行いながら、市民の皆様に対してもホームページなどで整備事業のこれまでの経緯や必要性についてお伝えしてきました。

今後も引き続き、広報やホームページ、SNSなどを活用しながら、市民の皆様に対し丁寧な説明を行っていきます。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 私が他自治体のほうの事例を調べる中でも、焼却施設ではなく再資源化施設で100億円かかるという事業であることに、皆様、驚きの声を隠せずにいました。市民の皆様が規模や事業費について疑問を持つのは自然なことだと思います。市は、現在の計画が適切であることを、どのような資料と根拠をもって説明していくおつもりでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。大井一郎環境経済部長。

○説明員（大井一郎君） 金額や規模などについても、今回の債務負担行為の予算可決後、広報等で特集記事として取り上げてもらえるように広報と調整して、そこで皆様にお知らせするとともに、ホームページなどでもしっかり金額の算定根拠や規模の算定根拠、そういったものをお知らせしていきたいというふうに考えています。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 債務負担行為決定以前にこれだけ声が上がっているけれども、債務負担行為決定後の告知になりますか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。大井一郎環境経済部長。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○説明員（大井一郎君） 現在でもホームページのほうでは、必要性については勉強会後に掲載をさせていただいております。

また、債務負担行為、金額が定まらないでこういった事業を進めていくということが、事業を進めるための根拠がなくなってしまうので、債務負担行為で上限額を決めさせていただいた上で、それについての金額の根拠ですとか規模等についてお知らせをしていきたいというふうに考えています。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 環境都市常任委員会のほうでも皆様、すぐに私たちがもらった資料を市民向けにあげてくれという要望を出させていただき、迅速に対応していただいたことにはとても感謝しています。丁寧に意見を聞いたということで、先ほどお話を伺いましたが、形式的なものにはなっていないのでしょうか。現に多くの市民から、初めの話に戻りますが、古いのは分かるが、なぜ、この規模なのかが分からない、ほかの安い方法がないのかという不安や当然の疑問が数多く我孫子市のほうにも寄せられているはずです。

伺います。

市民の声を反映せず最初から決まっていた結論どおりの入札に入るのでしたら、説明会などただの通過儀礼にすぎません。今後、市民が本当に納得できる、どのような客観的資料で、どのように合意を取るおつもりなのか、誠実な答弁をお願いいたします。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。大井一郎環境経済部長。

○説明員（大井一郎君） 市民意見の反映についてということですが、議決後から事業者が決まるまでの間、広報で特集号を掲載するよう先ほど答弁させていただきました。それに併せてホームページでも、しっかり分かりやすくお知らせしたいというふうに考えています。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 広報で特集なさるということで、ぜひ、3面を使ってでもしっかり広報していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次の大綱に入ります。続きまして、大綱2、不妊検査助成制度の広報について順次質問いたします。

不妊検査の助成は、子どもを望む市民の皆様の人生設計に関わる極めてデリケートで重要な制度です。だからこそ市が発信する情報は100%正確でなければいけません。しかし、令和8年4月1日号の「広報あびこ」掲載内容、ぜひ、タブレットをお持ちの皆様、「広報あびこ」の4月1日号の記事を見ていただければと思うんですが、この特定の動きを見ますと、あまりにも見切り発車

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

の姿勢が目立ち、市民に大きな誤解と混乱を招いているのではないかという強い危機感を感じました。

提出いたしました通告どおり一問一答式に簡潔に伺います。

不妊検査助成制度に係る広報の在り方について。

ア、制度開始時期及び広報掲載時における制度内容の確定状況についてです。

広報紙に掲載した時点で、実施主体である千葉県側において、制度の開始時期や具体的な中身は本当に100%確定していたのか伺います。

イ、助成対象の期間が明確ではない中で、受診に係る資料の保管を呼びかけた広報の妥当性について。

いつからいつまでの受診が対象になるのかという、助成対象期間を曖昧にしたまま、市民に領収書の保管を呼びかけた広報をかけたとしたことの妥当性を問います。

ウ、制度主体が千葉県であることの周知について。

本制度の実施主体が千葉県であることを市民に分かりやすく周知する手続が徹底されていたのか伺います。

エ、制度利用の開始時期等について市民に誤認を与える可能性に対する認識について。

公式広報の不備と特定市議のインターネットでのフライング発信が重なったことにより、市民に重大な誤認を与えた認識があるのか伺います。

オ、公的情報としての正確性及び信頼性を確保するための今後の広報の在り方について。

未完成の情報で市民を振り回し、一部議員のネット発信で周知に拍車がかかり、市民全体に広がったことは事実です。

今後の広報の正確性と信頼性を確保するための掲載基準について、市の誠実な答弁を求めます。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。根本久美子健康福祉部長。

〔説明員根本久美子君登壇〕

○説明員（根本久美子君） 初めに、アについてお答えします。

御質問にある不妊検査助成制度は、「広報あびこ」令和8年4月1日号に事業開始予定として記事を掲載した妊活健診支援事業のこととと思われますので、こちらについてお答えいたします。

妊活健診支援事業については、令和8年2月27日に県の説明会が開催されました。提示された資料の中で、導入時期は調整中との記載があったため、県に導入時期については令和8年4月1日開始想定でよいかと質問したところ、4月までの遡りをするのかどうかとか、そういったことも含めて、現在、調整しているとの回答でした。そのため、市では4月1日開始でも支障がないように準備を進めました。

本事業は、子どもを希望する方が安心して妊娠・出産の準備ができるよう、また、不妊症の可能

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

性に悩む方が少しでも早く検査や必要な治療を進められるよう、早期不妊検査費の助成を行うものであり、多くの方が対象となることが見込まれ、経済的負担の軽減につながります。

また、申請に添付する書類として領収書や診療報酬明細書が想定されるため、開始時期が確定されたからの広報では周知開始までにタイムラグがあり、事業開始直前に自費で検査を受けてしまい助成が受けられないことや、添付が想定される書類を処分、紛失してしまうことが市民の不利益につながると判断したため、4月1日号の広報及びホームページで事業開始予定と周知を行うこととしました。

また、広報記事の校了日は3月23日でしたが、3月25日に事業導入時期は10月1日予定とする旨が記載された暫定版の資料を県より受領したため、広報はそのまま開始予定との記事を掲載しました。

次に、イについてお答えします。

費用助成申請の際に添付する書類として、領収書や診療報酬明細書が想定されます。これらの書類は、紛失すると再発行時に有料となる場合や、医療機関によっては再発行を行ってもらえない場合もあり、事業対象の市民の不利益につながると判断したため、資料の保管を呼びかけたものであり、広報は妥当と考えています。

ウについてお答えします。

妊活健診支援事業については、千葉県の補助事業を財源と見込んでいますが、実施主体は市町村となっています。このような補助事業は市町村の判断によって実施しない場合もありますが、本市は実施を予定しています。同様の県補助事業を財源とした市が実施主体となる事業についても、制度主体が県であることは周知はしていません。

今後、事業の周知についてポスターやカラーチラシなどが県から市に配布され、周知を行っていくことが予定されており、県の補助要綱に沿って広報内容を整理しながら市が実施主体として周知していきます。

次に、エについてお答えします。

広報では、事業の開始時期や申請方法など詳細は決まり次第、市ホームページなどでお知らせしますと記載しており、ホームページでも同様の記載としていました。市民の不利益を避けるため必要な広報であり、事業開始予定の広報であることを明記したことから、事業開始時期等について市民に誤認を与えるものではないと考えています。

最後に、オについてお答えします。

今回の妊活健診支援事業は、子どもを希望する方や不妊症の可能性に悩む方を対象としています。これらの方には、従来の母子保健での周知では、情報が行き届かない部分もあり、広報やホームページでの情報提供が重要となってきます。本事業が計上されている県の令和8年度当初予算が3月

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

13日に可決されていることから、市民の情報不足による不利益につながることを避けるため、開始予定として広報での周知を行いました。

今後も広報掲載をはじめ、さまざまな方法で速やかに市民に情報収集するよう努めてまいります。
○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 経緯の明確な説明をありがとうございました。

ただいまの答弁の中で、広報が妥当だという御答弁がございましたが、そうであるならば3月25日に10月1日予定となっているのであれば、そのことをまず記載し、速やかに4月1日から9月30日は対応ではないということを示すべきではないかと私は考えております。早く知らせるためにリョウイだった、適切に連携をしたと申されましたが、情報が表に出たタイムラインの順番を見れば、本市が率先してフライング、そして、ルール違反をしていたことは一目瞭然です。

通常、県の制度を周知するならば、県が動画や事業内容を確定させ、県が公式に依頼をしてから、我孫子市に正確な情報を公表するのが筋の手続きではないでしょうか。ところが今回、市民が一番初めに目にしたのは何でしょうか。千葉県側において、市民が申請する際に必須となる第4の参加項目、説明動画すらまだ作成されていない、制度自体が未完成であったにもかかわらず、本市の「広報あびこ」4月1日号の中で、市民の目を引く黄色い枠を使い、ホームページ内で領収書を保管してくださいと一番最初に情報確定を大々的に広報をしていたのは我孫子市です。

その本市の間違った広報情報を見て、市議会議員は広報づてにインターネットでさらにフライング拡散し、その後、県議会議員たちの発信によって、条件である視聴動画が作成されていなかったこと、開始時期が確定されていなかったこと、領収書を保管していても10月1日以前——これ10月1日以前と言っていますが、いまだ予定なので10月1日も分かりません——診療の場合、補助対象にならないことを知り、直接、県に電話で問い合わせたところ、県は9月30日以前の我孫子市独自の政策ではないですかと聞かれました。本市にも電話して確認しておりますが、県の政策であることは確認しています。

そして、その後の本市の対応です。私自身、年齢問わず多くの市民の皆様から4月初頭、この事業の高評価に対する市民の御意見を多くお寄せいただきました。

やはりその中で、県の事業であることは市民には全く周知されておらず、広報の記載がなかった時点で、我孫子市独自の政策であると判断している市民がとても多かったです。そして、その情報が徐々に乱立し、市民も補助が出るのか出ないのか混乱し、黄色い枠組みの中でホームページで領収書保管をあれだけあおっておきながら、後から市のホームページには10月1日以前に受けた検査は全て対象外となる。まるで4月1日から9月30日までに受けた人は切り捨てるようなはしご外しです。しかも市役所は、4月1日から9月30日まで広報を信じて自費で検査を受けた人には

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

一円も助成されないという重大な事実を、いまだ市民の皆様は何ひとつ公表も説明もしていません。伺います。

行政が一番最初にフライングをして間違った情報を黄色い枠で流し、市民をミスリードしてしまった。これこそが広報を信じた市民に数万円の検査費用という経済的実害を与えた全ての混乱の原因です。なぜ、肝心な条件を出さずに広報を行ったのか、証拠の残る本案件に対し、今後、どのような対応をなさるおつもりか、責任ある答弁をお願いします。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。根本久美子健康福祉部長。

○説明員（根本久美子君） こちらにつきましては答弁したとおり、あくまでも開始予定という形で表現しておりますので、4月1日からの対象とも記載はしていません。ただ、先ほど言ったように検査を、こちらにつきましては産科でも、よくブライダル検査ということで、結婚前に検査をするものが、今はやっております、そちらの検査を受ける方もいらっしゃいます。私たち今までこういうことで、先に広報が遅れたことで受けられなかったという苦情をかなり受けております。そのために、できるだけそれを避けるために、ブライダル検診を受ける方も、できるだけその対象になるように、この記事ですと予定されておりますので、受けていない方はそれに合わせて受けていただけるような広報にもつながっていると考えております。なので、決して間違った広報ではないと考えております。

中に書いてある内容としては、最新情報はホームページでお知らせしますと記載させていただいております。現在のホームページでは、開始が県の暫定版の資料の10月1日開始予定というふうに記載しております。県の情報につきましても明らかなものではないので、その都度その都度変更されてきますので、もうあくまでもホームページでの御確認をお願いしますということで、こちらのほうの広報は掲載させていただいています。

なので、うちのほうでは最新情報はできるだけホームページのほうでお知らせしていくということで最新情報を載せるようにしていますので、4月に最初に、すみませんちょっと、議員が拡散したというのは私ども何も情報が分からないので、その混乱した現状は全く分かりませんが、広報の内容としては決して間違えた内容ではないと判断しております。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 4月1日の段階で、領収書を保管してくださいという黄色い枠組みだけは、私は認めて訂正するべきだと思いますが、そのことに対してはどう思いますか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。根本久美子健康福祉部長。

○説明員（根本久美子君） 先ほどの答弁でもお話ししましたが、県が4月までの遡りをした場合、お知らせしていないと破棄になってしまいます。こちらの広報を掲載した時点では、10

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

月1日予定というのはあくまでも分からない状況で、4月に遡る可能性もあるという県の見解です
ので、そちらについては4月1日に載せたほうがいいのではないかというふうに判断しました。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 そうであっても、先ほどの私の質問の中にも記載させていただきましたが、公式に
県がこのように広報してくださいと言ってからでは間に合わなかったのでしょうか。確かに苦情が
起きたことがあるという手前、我孫子市が焦ってしまった気持ちも分からなくもないです。ですが、
誤った情報で市民を混乱させていることは事実です。なぜならば、これは市の事業であり、そして
県からも、その4月1日から9月30日までは我孫子市のものなんじゃないですかという折り返し
をいただいております。その旨に対してどのようにお考えでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。根本久美子健康福祉部長。

○説明員（根本久美子君） 再度、御説明させていただきますけれども、こちらの記事は間違っ
ているものではないという形で御理解いただければと思います。

そして、県のほうが、載せたのがフライングではないかという発言があったのでしょうか。その
場合につきましては、実施主体は市でございますので、決してフライングというふうには思ってお
りません。内容的には正しいものを載せている。ただ、不明確な情報ですけれども、市民が不利益
になる、こちら3万円の助成になりますので、金額的にはかなり大きなものになりますので、そ
ちらは早めにお知らせしたほうがいいというふうに判断しました。

そして、実施主体が市ですので、こちら苦情は県には行きません。なので、県が後から言っ
て、今からやってくださいと言われても、苦情を受けるのは市になりますので、あくまでも市民の方が
苦情を言うような状況にはならないように、できるだけ早めにお知らせしたいという形でした
ので、県から何をと言われても間違えている情報ではないというふうに判断しております。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 助成しているのは県ですよ。そのことは一旦、置いておいたとして、確かに苦情
を受けるのは市であるという責任感があるんだなということを実感いたしました。それでは本当
に、今、お話の中にあったような、市民がもしもホームページを見ずにレシートを、広報が言うが
まま保管してしまった場合、対応は我孫子市でなさるのでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。根本久美子健康福祉部長。

○説明員（根本久美子君） もし、間違えてというか、この記事を見て領収書と診療報酬明細書を
保管したとしても、何も不利益はこうむらないと思いますので、そちらについては保管しておい
ただいて別に悪いものではないので、特に問題はないと判断しております。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 助成はされない、されるのでしょうか。どちらでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。根本久美子健康福祉部長。

○説明員（根本久美子君） 助成につきましては、まだ、時期は未定ですので、そちらについては県の補助要綱に従って、その時期に合わせて助成は実施いたします。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 では、レシートを取ってにおいても、県の事業が上がってきたタイミングで、それが助成の対象にならないということであれば、執行できないということで間違いないのでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。根本久美子健康福祉部長。

○説明員（根本久美子君） 領収書と診療報酬明細書がありなしという、あるからこの助成が受けられるというわけではなく、あくまでも対象者、対象時期が決まっております、その方が領収書と診療報酬明細書を提示していただいた方が対象になりますので、領収書を持っているからというのが補助対象というわけではございません。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 先ほどの話の中で出てきていた動画が、まだ、作成されていない段階ということで、この動画に関しては広報では触れておりませんが、再度、この広報に正しい情報を記載する予定はありますでしょうか。また、あるのだしたら、いつ、御訂正なさるおつもりでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。根本久美子健康福祉部長。

○説明員（根本久美子君） まず、訂正する予定はございません。

そして、広報の掲載につきましては、県のほうの事業が確定した段階で、正確な時期に掲載したいと思います。ただ、一応、ホームページにつきましては、県の作成する動画を視聴していることということで条件はもう記載しておりますので、あくまでも4月1日の広報は、最新情報はホームページを御確認くださいというふうに掲載しておりますので、そちらを見ていただくしかないというふうに考えております。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 それでしたらほかの詳細情報も載せないほうがよかったのではないのでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。根本久美子健康福祉部長。

○説明員（根本久美子君） 分かる範囲での詳細な情報はできる限り載せるつもりで載せさせてい

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ただいたと思います。なので、分かった段階での追加のものにつきましては、紙での情報では限界がございますので、ホームページ等での公開にさせていただきたいと考えております。

○議長（日暮俊一君） 芝田真代議員。

〔芝田真代君登壇〕

○芝田真代君 あくまでも市の案件であり、県の案件が下りてから正しい情報を出すという我孫子市の姿勢はよく分かりました。

しかし、私は残念な答弁だったなと思います。市の広報だけでは県の助成であることや、動画の視聴条件が全く分かりませんでした。さらに、事業開始前であるにもかかわらず、領収書を保管してといったことに対して、私は誤解を招く周知であると、行政として極めて不適切であると感じました。不正確な広報について改めて訂正を求めるとともに、今後、二度とこのような混乱を生じるような記載をなさらないように、市は間違いではないと公言しておりますので、これは証拠として残ってしまう案件であるということをもう少し御自覚いただきたいです。

再発防止、私はこのことは大きな失敗だと思っていますよ。間違った記載だと思っています。再発防止、本当に気をつけてください。フライング告知だともっています。そう思わなかった市民が100%ではないと思います。そういった人たちに、同じ状況でしっかりと正しい情報を一刻も早く記載していただけることを心より望みます。

以上、大綱2点について質問させていただきました。

今回、県のことに触れたので、また、よからぬことを言われるかもしれませんが、県の事業に対してあまりにも記載がないものが多過ぎると思います。給食費の問題もそうです。第3子以降の中学生の助成については、県の事業であるにもかかわらず、このことも記載がされていませんでした。このこともちょっと電話で問い合わせたんですけれども、このことに関しては前も県での事業だったので、今回、特別に記載はしなかったと。それではあまりにも我孫子市のために頑張っている県議の人はかわいそうじゃないですか。ひどくないですか。別に言えと言われたわけじゃないですよ。でも本当にあり得ないと思います。

今後、財政に関してもそうですが、国のことなのか、県のことなのか、国と県のことなのか、しっかりと記載をするべきだと思います。我孫子市独自のという言葉が先走る前に、しっかりと市民に対して、何に対してお金がかかっているのか、そして、どういった寄附金、補助金をもらってこういう事業を行っているのかというのを、分かりやすく広報していただくことを心より願っております。

最後に声を荒げてしまって大変申し訳ありませんが、これで私の一般質問を終了させていただきます。御清聴いただきましてありがとうございました。

○議長（日暮俊一君） 以上で芝田真代議員の質問を終わります。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

清風会西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 清風会の西垣一郎です。通告に従い質問いたします。

大綱 1、市有地取引における巧妙なスキームの検証についてです。

この件については教育福祉常任委員会で質問してまいりました。事のあらましを申し上げますと、我孫子市が湖北地区図書館用地の一部を市土地開発公社に先行取得させるため、平成21年3月議会において債務負担行為を設定し可決されました。本件土地取引は、同年7月の公社による地権者からの取得から始まり、公社から市への売却、令和に入ってから分筆、千葉県による地上権設定登記、中野学園への一部売却へと至る非常に長期かつ複雑な経過をたどっています。

調査を重ねた結果、疑義が生じる点が数多くありました。

地方自治法第149条6、地方公共団体の長の事務は、財産を取得し、管理し、及び処分することとありますので、以下質問いたします。

1、土地取得の経緯と瑕疵がないことの誓約の重み。

ア、契約条項の確認についてです。

売主を公社、買主を市とした売買契約は1,151.92平方メートル、348坪を用地取得費3,110万円で、平成22年2月に締結されました。契約書第8条、瑕疵担保の条項では、売主は土地について何ら瑕疵がないことを誓約すると明確に記載していました。しかし、当該地の地中には昭和41年度に設置された農業用水管が通っており、実際には瑕疵のある土地を購入し、買主として通常払うべき注意を怠った事実をさきの3月議会で市は認めました。

そこで、まずお聞きします。

本件土地取引は、見たままの状態で引き渡す取引だったのでしょうか。そして、売主が瑕疵がないことを誓約したという事実が持つ法的拘束力について、市はどの程度の重みを持って認識されているのか、市の見解を伺います。

次にイ、地権者からの承継についてです。

そもそも公社が元の地権者から購入した際の契約にも同様に、瑕疵なき誓約は存在したのでしょうか。もし、存在したのであれば、元地権者から公社、そして、市へと至る取引の中で、この瑕疵担保責任の連鎖的責任、すなわち売主が順繰りに負うべき責任がどのように引き継がれ、処理されるべきだったのか、市の認識を伺います。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員の質問に対する当局の答弁を求めます。辻史郎生涯学習部長。

〔説明員辻史郎君登壇〕

○説明員（辻史郎君） 初めに、アについてお答えいたします。

平成22年2月9日に我孫子市と我孫子市土地開発公社が締結した当該の土地の売買契約につい

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

て確認したところ、現状有姿売買の記載はありませんでした。なお、契約書の第8条には、売主が瑕疵がないことを誓約した条文があります。しかしながら、その法的拘束力については、一般的に当事者が合意した時点で生じるものと認識しています。

次に、イについてお答えいたします。

平成21年7月8日に我孫子市土地開発公社と地権者が締結した当該土地の売買契約を確認したところ、アで示した市と土地開発公社との土地売買契約と同様の瑕疵がないことを誓約する条文はありませんでした。

一般的に土地売買に関する連鎖責任については、売主が買主に対して負うものですが、本件に関しては、さまざまな法令等により判断されるものと考えています。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 再質問します。

まず、この法的拘束力について、土地を取引した後、瑕疵が見つかったら売主が責任を持って賠償するという法的な合意なのか、重い法律上の責任があるのかどうか、確認させてください。そのために契約の10条や11条があるのではないのでしょうか。

それと法的拘束力について、当事者同士が合意というふうに、今、回答ありましたけれども、その意味についてもう少し分かりやすく説明してください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。辻史郎生涯学習部長。

○説明員（辻史郎君） 市と公社との土地売買契約が成立した時点で、法的拘束力が生じているという考えではあります。一般的にはそのとおりですが、じゃ、本件に関して実際に瑕疵があったのかなかったのか、有無については、これは司法の判断に委ねるところになりますので、私からは答弁は控えさせていただきたいと思います。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 ということは、市は、地下の埋設管があるということについて、欠陥はない、そういう解釈もあり得る。それは法的なところに判断を委ねるということでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。辻史郎生涯学習部長。

○説明員（辻史郎君） この時点では、地中埋設管があったという事実については確認しておりませんでしたので、瑕疵というものはないと考えておりますが、実際のところそれについては司法の判断に委ねるしかないというところになります。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○西垣一郎君 実際は農業用水管があって、図書館用地を買って、それで建てられなかったのも、私は瑕疵があるんじゃないかなというふうに考えています。

次の質問に移ります。ウの地上権の設定についてです。

平成21年の公社取得時及び平成22年の市への売却時点において、当該地に千葉県による地上権等は一切設定されておらず、登記簿上は完全に欠陥のない土地でした。しかし、令和2年になって、土地の一部46.62平方メートル、14坪に、突然、設定された地上権の内容と、設定されるに当たり、どのような経緯や力関係で市は千葉県の要求を受入れたのか、詳細をお答えください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。中光啓子財政部長。

〔説明員中光啓子君登壇〕

○説明員（中光啓子君） 地上権については、既存の農業用水管を継続利用するため、千葉県から設定したいとの申し出がございました。地上権の内容は、1、土地に建物または木築造以外の工作物を築造する場合は、または土地の形質を変更しようとする場合は、その設計工法等について、あらかじめ千葉県と協議を要する、2、土地の地表面に1平方メートル当たり0.8トン以上の荷重をかけないことです。

市としては、農業事業者が利用する公共性の高いものであることを考慮し、千葉県が地上権設定の登記をすることを令和2年2月25日に承諾いたしました。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 この地上権の設定なんですけれども、これ、原因として中野学園の園舎建設が結局、千葉県を刺激したのではないかと見ていますが、見解をお示してください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。中光啓子財政部長。

○説明員（中光啓子君） 当該法人がそちらの土地に建物を建てる可能性があるという中で、埋設物があるという事実が分かっている以上、そこに建物を建てることに対して、やはり制限がかかると思われますけれども、そういったところを明確にすることも含め、千葉県のほうでその地上権の設定を求めてきたのではないかと思います。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 まずもって図書館用地として購入した財産に、第三者を排除できる地上権を設定されるということは前代未聞の事態だと申し上げておきます。

次の質問に移ります。

調査プロセスの不備と予見可能性。

ア、地目が宅地であることの注意義務についてです。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

総額3,110万円という宅地価格で土地を購入する場合、地中埋設物や権利制約を調査するのは不動産取引の大前提です。なぜ、図面照会といったプロセスを経ていないのでしょうか。特に農業用水管という公的なインフラは容易に認識し得る情報です。これほどの重大な瑕疵を市や公社が見落とした、または無視せざるを得なかった根本原因は一体どこにあるのか、伺います。

次に、イ、売主の誓約に対する過信についてです。

なぜ、契約書第8条はあのような文言になったのでしょうか。売主の瑕疵はないという主観的な言葉のみを根拠に、公金を投じた判断の妥当性について伺います。また、何をもって売主の誓約を盲信するに至ったのか、お答えください。

次に、ウ、信義則上の義務についてです。

信義則上、売主は買主に対し、欠陥のないものを引き渡す義務があるのか、伺います。また、売主において、たとえ地中埋設物の存在に対する認識がなくとも、地中埋設物が存在する蓋然性が高い土地の利用をしていた場合には、土地の地歴や従前からの利用方法について買主に説明、告知義務を負っているのか、伺います。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。渡辺健成副市長。

〔説明員渡辺健成君登壇〕

○説明員（渡辺健成君） 初めに、アについてお答えいたします。

図面照会のプロセスにつきましては、教育委員会で現存する文書や資料から確認することはできませんでした。

農業用水管に関する調査を行ったかについては、平成21年6月12日に不動産鑑定評価書を提出した2者のうち1者から関係機関等に聴取したところ、地下埋設物の存在する可能性は低いものと思われるという報告がございます。なお、そのほかの調査については、同様に確認することはできませんでした。

農業用水管を確認できなかったことについては、湖北地区図書館用地の選定に当たり、平成17年から18年にかけて実施した市内17課で構成する湖北地区図書館用地選定検討委員会において、さまざまな情報の共有と調査が十分でなかったことも原因の一つと考えています。

次に、イについてお答えいたします。

市と土地開発公社の土地売買契約書第8条には、土地開発公社が土地について何ら瑕疵がないことを市に誓約するとなっておりますが、条文作成の経過を確認することはできませんでした。また、判断の妥当性や土地購入に至る事務の進め方につきましては、用地の選定、不動産鑑定、土地購入に係る予算措置、土地開発公社との土地売買契約の締結など、適切に事務手続が進められたものと考えております。

最後に、ウについてお答えいたします。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

信義則は、民法第1条第2項において一般条項として規定されているものであり、欠陥のないものの引渡義務や土地の地歴等に基づく説明、告知に関する義務の有無に疑義が生じた場合には、状況に応じて最終的には司法の判断に委ねることになるものと考えております。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 調べられませんでしたとか、調査不足でしたとか、経過が分かりませんでしたというのが大体の回答でした。

先ほどありましたけど、鑑定書の一つには関係機関との聴取した内容がありますけれども、じゃ、これは行政または公社が鑑定を依頼した人に間違った情報を与えたということなんですか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。中光啓子財政部長。

○説明員（中光啓子君） 鑑定については2事業者のほうに鑑定を依頼いたしまして、いずれも、この農水管の埋設物については、そういったものは絶対にないという形での鑑定にはなっておりませんけれども、調査の結果、そういったものはないと思われるという記載がありましたので、2事業者とも同じような回答をいただいた中で、埋設物はないものとしての契約となっております。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 じゃ、伺います。この農業用水管の図面、確認しましたかね。これは昭和41年度に工事が完成しています。その図面も確認しなかったということですか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。中光啓子財政部長。

○説明員（中光啓子君） まず、市のほうで確認したという記録はちょっと見当たりませんでしたので、そのあたりは、市で見たかどうかということとは分かりません。

それから不動産のほうの鑑定のほうも、その当時の図面を見たという記載がございませんので、そちらの図面を見て判断したという鑑定書にはなっておりません。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 お聞きしたいのは、市がその農業用水管の図面を確認したのかということです。だって昭和41年度に工事完成しているんだったら、もうその図面、絶対あるわけじゃないですか。図面も保管されているはずですよ。それを見なかったということなんですかということを聞きたいんです。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。渡辺健成副市長。

○説明員（渡辺健成君） 先ほど答弁でも申しましたように、庁内の検討委員会等で協議はしておりますけれども、そのときに埋設管を意識していれば、当然、そこで確認はされたと思いますので、

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

その時点では埋設管があったということを当時、認知できなかったということだと、今となっては推測になりますけれども、そういったことかと思います。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 公図も見てもらえば分かりますけれども、この477の2のところに、これ、多分、農業用水管のマンホールだと思うんですよ。こういうのをしっかり確認したり、ここには当該地を何か通っていないかだとか、しかも、この道の反対側にも水路があるわけですよ。この水路が通っているのか通っていないのか確認されてしかるべきだと思いましたけれども、それを確認しないで分かりませんでしたとか、当時はあだと思いましたって言われても根拠が薄いと思います。

次の質問に移ります。

権利の瑕疵と千葉県による地上権設定。

アの取得後の地上権設定に対する認識と資産価値の毀損についてです。

本件土地取得後、令和2年に千葉県が地上権を設定した事実は、実質的に建築制限のある宅地に成り下がったという重大な認識があるか、伺います。

また、宅地として購入したわけですが、地中埋設物の存在と地上権設定により、資産価値が下落することは火を見るより明らかではないでしょうか。資産価値に対する認識を併せて伺います。

次にイ、第三者の権利に関する解決条項についてです。

市と公社の売買契約書第8条には、この契約締結後、土地に地上権、抵当権その他の権利を主張する第三者があるときには売主の責任で解決すると、これ以上ないほど明確に記載されています。まさにこの契約条項が発動する局面でした。契約に基づき公社は解決に向けてどのような責任を果たしたのか、具体的な経緯を伺います。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。中光啓子財政部長。

〔説明員中光啓子君登壇〕

○説明員（中光啓子君） 初めに、アについてお答えします。

土地の取得後に地上権が設定されたことにより、その土地が実質的に建築制限のある宅地として取り扱われることについては認識しております。

また、宅地として購入した後に確認された地中埋設物の存在と地上権の設定により土地利用が制限され、資産価値にも影響を与えると認識しております。

次に、イについてお答えします。

契約時点においては、地中埋設物の存在は認識していないため、土地開発公社が解決すべき問題は当時ではなかったものと考えております。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 念のために伺います。

まず、宅地である４８２番の３の土地に一般的な住宅が建つのか、確認させてください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。林宏規都市部長。

○説明員（林宏規君） もともと市の一団の土地、中里の４８２の１、登記簿上は１，１５２．９２平米なんですけれども、こちらの市街化調整区域ですが、線引き前からの地目は宅地となっていますので、そこから分筆された４８２の３及び４８２の４につきましても、都市計画法の許可は必要ですけれども、住宅の土地利用は可能です。ただし、今のとおり地上権が設定されています中里の４８２の３につきましては、登記簿に記載のとおり建物等の設計工法等はあらかじめ千葉県との協議を必要とするとなっています。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 一般的な住宅の重量というのは大体０．８トンから１トンというふうに聞いています。それでも建たないというふうに考えるでしょうか。それとも建つというふうに考えているのでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。林宏規都市部長。

○説明員（林宏規君） 許容の重量を超えたものについては、やはり地下埋設物に影響があると思いますので、例えばブリッジみたいによけるのであれば住宅としては成り立つのかもしれないですけど、一般的な布基礎ですとか、ベタ基礎で行うものについては影響があるというふうに考えています。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 普通に考えれば、この１４坪の土地と、大体２３坪ぐらいですかね、形状から考えて建つというふうには考えられないと思います。

それと、地上権のことについては当時はなかったのだというような答弁ありましたけれども、令和２年になってから地上権が設定されたわけですから、この契約が活着ているんですから、公社に責任を取って解決していただくのが筋ではないでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。中光啓子財政部長。

○説明員（中光啓子君） 土地の取得自体は公社が行っておりますけれども、当時、市と公社の間では、委託契約の内容としてはあくまでも市の委託を受けて土地の購入をするということになっていきますので、そのあたりは公社のほうで責は負わないというふうに考えております。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 だったら。この売買契約書の8条にそのまま書いてあるんですよ、何で書いてあるのに、いや、これは公社のやることじゃありませんというふうに言えるんですか。そこを分かりやすく説明してください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。中光啓子財政部長。

○説明員（中光啓子君） このときの土地公社と市のほうで業務委託の契約書というのを別途結んでいるんですけれども、その中で、内容については用地取得に関する事で、用地の取得についてあくまでも代行するという事で協定を結んでいるということになりますので、契約書に書いてあることはありますけれども、公社はあくまでも市の分身として業務を代行したという形になっております。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 契約書に書いてあることをそのまま履行してくださいって言えばいいだけの話だと思うんですけれども、何でその購入するときの業務委託契約の話が、今、出てくるのか、ちょっと意味が分かりません。

売主の責任で解決するという文であるんですから、つまり、公社が身銭を切るか、それか元地権者に責任を取っていただいて市に迷惑をかけない形で解決してくださいというのが、この条文の意味するところだと思うんですよ。だってそれしなかったら、ただ、単に売主の契約違反の受入れじゃないんですか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。渡辺健成副市長。

○説明員（渡辺健成君） 契約上はおっしゃっているとおりだと思います。公社のほうに責任があると。ただ、先ほど財政部長も申し上げましたように、土地開発公社は市の必要な公共用地を先行取得するという業務委託を受けておりますので、公社は独立採算で、当然、会計やっていますけれども、市と密接な関係があるということで、そこまで責任を現時点では求めているということになるかと思いますが、法解釈上はあくまでも売買契約を結んでいますので、西垣議員の御指摘のとおりにかと思っています。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 私は何度も言っていますが、誠実に契約を履行してくださいって言うだけです。

それと、あとこの地上権の設定されたことについて、議会に報告はされていますでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。中光啓子財政部長。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○説明員（中光啓子君） 記録をいろいろ見ておりますけれども、地上権の設定で議会の承認を得たという記録はちょっと見当たりません。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 こんな大事なことを水面下で設定して報告しないというのはちょっとどうかなというふうに思います。

次、4点目に移ります。債権管理と組織的ガバナンスについてです。

市は法的責任の効果が及ぶ有効期間内に本件契約の内容と履行状況について厳正な点検を行ったのでしょうか。結果として損害賠償請求というのは消滅しているのでしょうか。また、当時、取るべき法的対応を行ったのか、その実績を伺います。

本来、市や公社が有していた請求権ですとか、解除権というのは、市民の貴重な公金を守るための財産そのものです。そして、それを漫然と放置し、時効によって仮に失わせたとしたら、地方自治法138条2の2の善管注意義務違反に著しく違反、民法第109条不法行為に該当し、かつ契約の根幹を揺るがす信義則違反に該当するのではないのでしょうか。市の見解を伺います。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。中光啓子財政部長。

〔説明員中光啓子君登壇〕

○説明員（中光啓子君） 御指摘にある法的責任の効果が及ぶ期間内における契約の内容と履行状況の点検については、関連する文書が残っておらず、確認できませんでした。

なお、都市計画道路3・4・9号下ケ戸・中里線外1線の整備に伴い、この土地が地権者の移転希望地となったため、顧問弁護士に売主へ瑕疵担保責任に基づく請求が可能かどうかの確認を行っています。弁護士からは、瑕疵担保責任の行使期間に制限があるため、請求は困難であるとの見解を得ており、当時、適切な法的対応を十分に認識できていなかった可能性がございます。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 まず、この弁護士さんとのやり取りというのは、資料請求しましたら資料としていただけるのでしょうか。

それと、そうしますと支出した3,110万円というのは、売主さんの手元にあるような状態なんでしょうか。まず、お答えください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。高見澤隆企画総務部長。

○説明員（高見澤隆君） 今、財政部長のほうから顧問弁護士の相談というところで、議員のほうからその資料というところなんですけれども、報告書がございますのでそちらのほうは提出をするようにしたいと思います。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。中光啓子財政部長。

○説明員（中光啓子君） あともう一点、金額の件ですけれども、そちらは御指摘のとおり、当初の売主さんのところにその額が行っております。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 そうなると、もう法的に取り戻す権利がないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。中光啓子財政部長。

○説明員（中光啓子君） そのようになるかと思います。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 あと、その契約の第10条と11条を発動しなかったというふうに私は理解しているんですけれども、その理解でよろしいでしょうか。

それと、この令和2年の段階では、まだ、時効のちょっと前後だったんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺の見解についてお示してください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。中光啓子財政部長。

○説明員（中光啓子君） 弁護士のほうからは、瑕疵については分かった日から1年間以内の賠償請求が可能というところになっておりますので、この時点ではもう既に賠償請求の権限がなかったと思われます。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 分かりました。

それでは次の質問に移ります。

（５）農業用水管の埋設箇所を特定した土地の分筆と中野学園への払下げについてです。

ア、分筆の目的についてです。

市は農業用水管に沿って一部分筆し、瑕疵のある部分を明確に分けた上で、さらに残地の一部を分筆し、欠陥のない土地の一部を中野学園に売却しました。ちなみにこれらの土地は全て宅地のままであります。宅地を人為的に分筆し、275.88平方メートル、83坪を中野学園に売却した目的について伺います。

次に、イ、分別に関する費用と売却価格についてです。

誰が分筆に関する費用を負担したのでしょうか。また、中野学園への売却単価1平方メートル当たり2万5,700円と、市が宅地として分筆した土地の単価482番3と482番の4、そして、市が公社から買い取った当初の購入単価1平方メートル当たり2万7,000円の比較とそれぞれ

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

の価格の妥当性について伺います。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。渡辺健成副市長。

〔説明員渡辺健成君登壇〕

○説明員（渡辺健成君） 初めに、アについてお答えいたします。

市では、都市計画道路３・４・９号下ケ戸・中里線外１線の整備事業を進めており、その過程で当該法人施設の移転が必要となりました。そこで、移転先候補地の一つとして、市が所有する中里字南久保作４８２番の１の一部が考えられました。

しかしながら、当該地には千葉県東葛飾農業事務所が所管する農業用水管が埋設されており、この件について同事務所と協議を行った結果、当該管路は既に耐用年数が超過しており、その真上に建物を建設することは避けてほしいとの意向が示されました。このため、農業用水管が埋設されている土地の範囲とその権利関係を明確にする必要が生じ、千葉県東葛飾農業事務所において中里字南久保作４８２番１の土地を４８２番１、３、４に分筆しました。

その後、都市計画道路３・４・９号下ケ戸・中里線外１線の整備事業に伴う当該法人施設の移転先として、売却に必要な区画とするため市で分筆を行い売却をいたしました。なお、売却した土地には農業用水管が埋設されている筆が含まれています。

これらの対応により、農業用水管の埋設箇所が明確になっただけでなく、都市計画道路の整備に支障となる施設の移転先用地として活用できたものと認識しています。

次に、イについてお答えいたします。

まず、分筆に関する費用の負担者ですが、農業用水管が埋設されている土地の分筆費用は、千葉県東葛飾農業事務所が負担し、当該法人への売却に必要な区画にするための分筆費用は市が負担しています。

続いて、土地価格の妥当性についてですが、平成２１年度に市が公社から買い取った際の土地価格は、我孫子市公共用地の取得に関する協定書に基づき、公社が地権者から取得する際に実施した２者による不動産鑑定評価による額としました。

１者においては、土地売買の事例として比較した基準地となる土地の価格を１平方メートル当たり３万円であるのに対し、規模が大きいこと、非整地であることなどから、個別格差修正率９０％とし、１平方メートル当たりの単価を２万７，０００円と評価しています。また、対象不動産を分割して譲渡する場合を想定した評価においても、同様の価格としています。

ほかの１者は、対象地の近隣地域内において標準的な画地との比較により算定し、１平方メートル当たり３万円と評価し、土地の形状や規模、また、隣地が墓地であることなどから、個別格差修正率を９１％、１平方メートル当たりの単価を２万７，３００円と評価しています。

これらの鑑定結果を検証し、安価である１平方メートル当たり２万７，０００円の単価を採用し

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

たものであり、土地買収価格は妥当なものと考えております。

次に当該法人へ売却した際の価格については、湖北消防署の建設に必要な用地を標準地と定め、平成30年度に実施した不動産鑑定を基に、当該地の個別修正率の意見書を徴取し、その後、令和2年度に時点修正の意見書を徴取し、売買価格を決定いたしました。今回の対象地の標準地比準価格は、令和2年度時点で1平方メートル当たり3万600円ですが、地積が大き過ぎること、不整形地であること、さらに、地下に農業用水管が埋設されており、利用に制約があることから、これらの条件差を反映して、平成30年度に実施した意見書の個別修正率84%を適用しました。特に農業用水管につきましては、一団の敷地の一部で利用制約が生じる可能性があるため減価要因が考慮されています。

これらの要素を踏まえ、対象地の評価額は1平方メートル当たり2万5,700円と算定しており、標準値との条件差を適切に反映した妥当な価格であると認識しています。

市が宅地として分筆した土地の単価につきましては、一団の土地として不動産評価を行っているため、当時の価格としては同じく1平方メートル当たり2万5,700円となります。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 まずもって、分筆した土地を平米単価2万7,000円を下回る価格で売却をしていますんで、まず、その部分は公金の損失が確定していると言って間違いないと思います。

その上で以下質問します。

都市部長に聞きましたので、まず、中野学園への売却後に、その売却した一部の土地164.22平方メートル、49坪を公衆用道路として我孫子市に帰属させていますが、新しい園舎を建設する際に、開発によって失われる道路の付け替えを条件として開発許可を下ろしたのか、伺います。

そして、宅地から公衆用道路となった土地の評価額はどう変化するのか、御説明ください。

そして、3点目、令和3年3月に作成された不動産鑑定調書は、市職員が作成した公文書で間違いないのか伺います。

4点目、そもそも平成30年度に正式な鑑定を依頼しているのか伺います。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。海老原正建設部長。

○説明員（海老原正君） まず、1点目なんですけれども、中野学園から帰属を受けた公衆用道路なんですけれども、もともと中野学園さんがその土地のほうに移転することに伴って、既存の道路がございましたので、その付け替え道路ということで、こちらのほう道路として帰属を受け、付け替え道路として整備をしたものを帰属を受けております。

そちらについての評価額なんですけれども、こちら中野学園さんのほうに売却したときの鑑定評価と同一ということでございます。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

それと平成30年に行った消防署の用地を取得するために鑑定評価しておるんですけども、その評価を基に、今回、中野学園さんのほうに売却する評価を出しているんですけども、平成30年度に行った評価というものは、市のほうで評価したものということになります。

○西垣一郎君 答弁漏れで、令和3年3月に作成された不動産鑑定調書は市職員が作成した公文書で間違いはないですかという質問に対してお答えをお願いします。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。海老原正建設部長。

○説明員（海老原正君） 大変失礼しました。

令和3年3月に作成しました公文書は市で作成した公文書でございます。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 宅地から公衆用道路になったあの土地が2万5,700円で評価されるというのは、ちょっと信じがたいですね。あくまで道路ですからね、ここね。

しかもちょっと分かりづらかったんですけども、平成30年度に正式な鑑定を依頼しているのかどうかというのはちょっと不明だったので、もう一度聞きますけれども、不動産鑑定書として不動産鑑定士が署名捺印したものを依頼したのかどうかと聞いていますので、お願いします。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。海老原正建設部長。

○説明員（海老原正君） 平成30年、消防署の用地を購入したときのこととおっしゃっていると思いますけれども、そちらについては市のほうで正式に鑑定士のほうに鑑定依頼をしたものになります。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 それが不動産鑑定書なのか、意見書なのか、伺っています。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。海老原正建設部長。

○説明員（海老原正君） 不動産鑑定書になります。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 それであとちょっと伺っていきます。

公有地の鑑定については、所有者及び使用者が同じ場合、348坪の一団の土地として評価することが原則ですが、鑑定評価の条件は、依頼内容に応じて依頼者が設定するものであり、個別的要因、すなわち分筆後の実態に大きな変動が見られる場合はこの限りではありません。

そこで、鑑定価格とか売却価格の妥当性について改めて伺います。

千葉県が自費でわざわざ分筆登記をして、また、我孫子市が分筆登記をしたわけですが、中野学

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

園が購入した83坪には地上権はなく、用水管が残存しているのは僅か2.2平方メートル、全体のたった0.8%にすぎないことを市は完全に把握しております。リスクがほぼないと分かっているきれいな土地に対し、地積過大5%減、地下埋設物による利用制約5%減などと、わざわざ個別格差率を修正し、間違った古い条件を適用して平米単価を3万600円から2万5,700円へ引き下げて売却しています。全体の1%にも満たない2.2平方メートルの用水管のために、16%も値引きをしたこの行為は、法的には中野学園に不当な利益を与え、つまり、値引きをし、市に財産的損害を与えたのではないのでしょうか。これがまず1点目です。

財務規則250条により、普通財産の売払い価格は適正な時価によって処分するものです。鑑定実務上1年を超えた鑑定の流用は認められず、予算不足を理由に正式な鑑定を省略し作成した価格算出の最終書類——先ほど申し上げました令和3年作成の調書には不動産鑑定士の署名捺印が一つもありません——この調書は市の職員が作成した非公式な書類です。外部への価格証明力のないものを根拠にし、実態と異なる安値で決裁を通した一連の手続は、地方自治法237条2項、適正な対価の原則及び我孫子市財務規則第250条に違反し、公務員としての職務を逸脱しているのではないのでしょうか。これが2点目です。

さらに、我孫子市に帰属された道路について、本来は道路部分の49坪は宅地価格から大幅に減額して売すべきところを、1平方メートル当たり2万5,700円で高く買い取り、いずれの場合においても中野学園側には一円の損もさせない、まさに神がかり的な取引が行われています。

これら一連の取引は積算の合理性がなく、適正な取引の証明にはなりませんが、見解を伺います。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。海老原正建設部長。

○説明員（海老原正君） まず、中野学園のほうに売った部分について用水管が入っていないのに用水管が入った評価で売るというのは適切じゃないのではないかとこのところについては、分筆して譲渡する場合であっても、所有者が同じで同一の地目であった場合には、原則、分筆前の状態の一団の土地という評価をするものでありますので、そのとおりに今回は不動産鑑定を行って売却をしているところでございます。

それと2点目が、令和3年の文書についても、これ普通財産の決裁調書という決裁を行った後に売却しているものですので、これは正当な公文書ということになります。

最後に、これ、こちらのところは都市計画道路の代替地というところで、中野学園さんがこちらの一団の土地を希望されているというところで譲渡したわけですがけれども、その後、中野学園さんのほうで開発行為に伴ってそちらのほうに道路を付け替えたということでございます。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 なので、私は最初に申し上げましたとおり、鑑定評価の条件は依頼内容に応じて依

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

頼者が設定するものです。あくまでこれは我孫子市が設定した条件ということで、私は申し上げております。これはあくまで原則であって、実務上は個別的要因の大きな変動が見られる場合はこの限りではありませんというふうに言っています。

つまり、ここには地上権が設定された条件というのを加味しないとおかしいわけですよ。それについて、まず、御見解をください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。海老原正建設部長。

○説明員（海老原正君） 一連の取引については、鑑定評価に伴って適正に鑑定評価をした金額で売却したものと捉えております。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 ですので、実務上、1年を超える鑑定の流用は認められずというふうに申し上げていて、最初にやったのが平成30年度ぐらいということですよ、正式な鑑定。それで、それを焼き直し、焼き直してやって、最後には市の職員が作った公文書をもってこの価格を決めたということですよ。それを決裁に回したということですよ。この不動産鑑定調書というのは令和3年。

じゃ、聞きますけれども、この83坪に対して地積過大5%減、地下埋設物5%減、これを数値を交えてちょっと合理的に説明してください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。海老原正建設部長。

○説明員（海老原正君） まず、中野学園さんのほうに売却した鑑定評価のほうなんですけれども、もう一度ちょっと整理させていただきたいんですけれども、平成30年に消防署の用地を取得するときに鑑定評価を取っております。そのときの1平方メートル当たりの単価が3万1,000円になっております。

それでその後、この都市計画道路事業に必要なものをというところで、そのところの個別の格差というものを鑑定士のほうに依頼しまして、その平成30年のときに取った土地のところとの格差というのが0.84という格差が鑑定されています。

その後に、実際に令和2年8月に、今度、その時点修正ということで、地価変動率をまた鑑定のほうに出しまして、その地価変動率というのが0.1%というところで、最初の3万1,000円のところから鑑定士のほうに依頼した個別格差と地価変動率を加味して2万5,700円という平米単価が出てきまして、その金額をもって売却するための決裁を取ったという流れになります。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 ですので、その焼き直し焼き直しをやって、市の職員が公文書として残した不動産鑑定調書というのは、対外的な証明力はないんじゃないですかということを再三伺っております。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

私は、これないと思っていますんで。

続いて、これに関することですけれども、そして、この過去からの一連の取引において、我孫子市財務規則261条に違反しているのではないのでしょうか。そして、そもそもなぜ2つの価格が存在するのでしょうか。台帳価格が2万7,000円のみ記載されています。公有財産の3年ごとの評価と台帳価格の改定義務を怠り、千葉県との法的権利の設定及び中野学園への払下げという重大な手続を経ていながら、規則違反の財務管理状態を継続しております。

最後の調書というのは、令和2年のたしか10月か11月だったというふうに記憶しています。それ以来は更新はされておられません。これについてまず市の見解を求めます。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。中光啓子財政部長。

○説明員（中光啓子君） 売却後の現在残っている土地につきましては、特段その後の評価というのはしていないんですけれども、その最終的な評価をもって公有財産台帳としては残っております。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 482の1、残っている227坪ですかね。ここを公有財産台帳を見ても、鑑定評価額の2万7,000円しか記載されていません。482の3と482の4に至りましては、公社から買い取った価格の2万7,000円しか掲載されていなくて、鑑定評価額はおろか評価額というのも記載されていません。それについて私は指摘していますので、これは財務規則違反じゃないのでしょうかということを申し上げます。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。中光啓子財政部長。

○説明員（中光啓子君） 財務規則上は3年ごとにその評価をするというふうになっていますので、そのあたりの適切な評価が、当時、行えていなかったというところで、今の公有財産台帳が残っておりますので、そちらのほうは改めていきたいと思います。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 なので、この価格の決定要因の肝である台帳価格がしっかりしていないから、こういう2万5,700円が正しいとか、妥当性があるとかというものが出てくるんじゃないでしょうかねというのが私の考えです。

さらに、これについて中野学園へ売却価格を提示する際ですが、この227坪、14坪、23坪、この3筆に関してですけれども、地上権や将来の漏水掘削リスクを100%単独で背負うことになっていますが、そのリスクによる価値の大幅な低下を公有財産の台帳価格に過去一度も反映させず、平米単価2万7,000円のまま放置している理由についてお聞かせください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。中光啓子財政部長。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○説明員（中光啓子君） 先ほど申し上げたとおり、3年ごとの評価をきちんと行っていなかったという時点で、そのあたりの認識が、当時、なかったのかと思われます。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 そうにもかかわらず、中野学園へ売るときには、財産担当部長と財産管理者は合議しているというふうに決裁書類があつて、市長も決裁されております。これはちゃんと一連の決裁書では、形式上は整っているかもしれませんが、実際にこの土地の価格について、きちんと合議をしているのかというのが非常に疑わしいんですけれども、その辺の見解をお示してください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。中光啓子財政部長。

○説明員（中光啓子君） やはり、その決裁を回した時点で、その土地の評価についての適切な説明が、当時、十分になされなかったということでの合議が回ってしまったということかと思います。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 伺いたいんですけれども、実務上として、この価格が決まって、これで契約したいとなったときというのは、あらかじめ担当課から市長のほうに説明をして了承をもらうようなものなんですか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。中光啓子財政部長。

○説明員（中光啓子君） 決裁については、最終的な決裁権者に行く前に、担当する管理職のほうでしっかりそのほうはきちんと判断をした上で決裁をしてということになるかと思います。

ちょっと予測でしかありませんけれども、当時、そのときの価格で決裁をしたというのは、先ほど建設部長も申し上げましたけれども、鑑定をした上での減額率みたいのを掛けて最終的な金額を出したという時点で、恐らく当時の担当としては、それが公文書として正当なものだという判断の下に決裁を受けて、当時の管理も決裁をしたんだというふうに思われます。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 市長どうでしょうかね、この当時、令和3年3月ですけれども、事前にこれ担当者の方から価格について御説明を受けたという記憶ありますでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。星野順一郎市長。

○市長（星野順一郎君） 当時の記憶はないですね。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

○西垣一郎君 覚えていないということで承知しました。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

じゃ、添付された書類をもって決裁したというような理解でいいのかな、ちょっとどうなのか分かりませんが、取りあえず市長のほうはこの件については覚えていないということで、承知しました。

最後、6、土地取引スキームの全体像についてです。

改めてお聞きします。市は平成22年の取得当初から令和3年の中野学園の払下げに至るまで、この土地をどのように活用し、どのような手順で権利関係进行处理、解決していくという一連の取引の絵図、スキームを描いていったのか、当初想定していた土地取引実務の全体像とその青写真について明快な御説明を求めます。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。渡辺健成副市長。

〔説明員渡辺健成君登壇〕

○説明員（渡辺健成君） 湖北地区図書館の建設用地の選定に当たっては、平成17年度に湖北地区図書館用地選定検討委員会を設置いたしました。この検討委員会では、図書館として必要な敷地面積や立地条件などを踏まえ、湖北台地区周辺の10か所の候補地の中から、図書館機能、環境、コストなどを視点に評価を行い、最も評価点が高かった当該地区を選定いたしました。

建設用地の取得に当たっては、平成21年4月に我孫子市と我孫子市土地開発公社が業務委託契約を締結、同年6月に不動産鑑定評価価格から土地買収価格を決定、土地開発公社が地権者から土地を取得し、平成22年2月に市と土地開発公社が土地売買契約を締結しました。

その後、湖北台地区の公共施設の老朽化が進む中、財源を効率的かつ効果的に活用するため、図書館を含めた複合化を視野に検討することとなり、平成22年度から庁内における関係課長会議、市政ふれあい懇談会や地域の自治会などとの意見交換を実施いたしました。その結果も踏まえ、中里地区に整備する公共施設から湖北地区図書館を除くこととなり、平成29年度に教育財産としての用途を廃止し、普通財産として当時の施設管理課へ所管替えを行っています。

令和2年2月には当該地を3筆に分筆登記し、農業用水管の埋設されている1筆に地上権設定登記を行い、同年10月に3筆の土地をそれぞれ分筆登記し、6筆の土地となりました。

令和3年3月には、南東側3筆の土地を当時の交通課へ所管替えを行いました。

令和3年に売却に至った経緯は、平成28年に都市計画道路3・4・9号下ケ戸・中里線外1線の整備事業に伴い、近隣法人施設の移転候補地の一つとして検討され、農業用水管上の建物建設はできない旨の諸事情についても説明を行いました。当該法人から移転先として当該地付近を希望する申し出を受けたことによるものです。これを受けまして当該法人への売却に至りました。

以上が平成21年の取得当初から令和3年の当該法人への一部売却に至るまでの経緯となります。

○議長（日暮俊一君） 西垣一郎議員。

〔西垣一郎君登壇〕

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○西垣一郎君 この一連の取引が個別取引の積み重ね、過失の積み重ねだというなら、これもまさに神がかり的な奇跡であります。

実際のスキームは、私はこう考えています。

まずは、顕在化していたリスクを軽視。次に、過大な公金の支出及び特定の売主への過大な交付金の還流。次に発覚後の不自然な分筆と時効の消滅。すなわち欠陥のない土地は一部売却して取引の体裁を整え、欠陥のある土地を含めた残地は財務規則違反を継続させるとともに、市が抱え込み時効成立させた部分もあり、また、財務規則違反により実態を外部から見えにくくした。次に最後に、損害の固定化と解決のすり替えであります。

買うときも、放置するときも、売るときも、全て過失であった、覚えていない、そういった実態が今回の質問で明らかになりました。必要であればさらに調査を進めていきたいと思います。

以上で質問を終えます。ありがとうございました。

○議長（日暮俊一君） 以上で西垣一郎議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 2 9 分休憩

午後 3 時 4 5 分開議

○議長（日暮俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市政に対する一般質問を許します。我孫子政策倶楽部芹澤正子議員。

〔芹澤正子君登壇〕

○芹澤正子君 今日の最後の質問です。我孫子政策倶楽部の芹澤正子です。

5 月末、新聞に「ニッポンクライシス」というタイトルの特集記事が出ました。内容は、科学・技術とイノベーションの循環。

大学、民間の各国の研究開発費の総額は、OECD 購買力平価換算、変わった字ですけど普通の平たいという字に価で、その換算でアメリカが 20 年間で研究開発費が 2.1 倍の約 83 兆円、中国が何と 11.1 倍、日本は僅か 1.3 倍の約 19.5 兆円でした。結果として細る研究、日本の革新の礎が崩壊していく。

トップ 10% の論文、数でこの 20 年で日本は順位を下げ続けています。2001 年から 2003 年の 3 年間、それから 2011 年から 2013 年の 3 年間、2021 年から 2023 年の 3 年間、それぞれアメリカは 1 位、1 位、2 位、英国は 2 位、3 位、3 位、そして、最初の 2001 年から 2003 年のときに 3 位はドイツでしたが、その後、姿を消します。8 位の中国は、その後、2 位、最後は 1 位になります。日本は初め 4 位でしたが、7 位、13 位と、本当に順位を下げ続けているところです。日本の博士課程進学者数と国立大学の運営費交付金は、それぞれこの 20 年間で約 12%

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

減りました。

常識への挑戦。世界の中で日本発、栄光の過去。例えば駅の自動改札はオムロン、ソニーのウォークマン、ウォシュレットの国内外の累計出荷台数は7,000万台を超えています。

さらにこの新聞報道によると、これまで当たり前だった日常生活の持続性が危ぶまれ、日本は国力低下の危機に直面している。高齢者福祉医療、地域の伝統継承、物流、科学研究の現場をリポートし、打開策を探る。

まず、本日のこの議会では、頼れる家族がいない単身高齢者を取り巻く課題について考えていきます。

多死社会、年を取って大勢の人が亡くなるという意味です。無縁の最期。遺品・納骨など自治体の重荷になっている。2025年の孤立死者数は2万2,222人。一番多いのが70歳代の8,376人、2番目が60歳代の5,581人、3番目が80歳代の4,362人、少ないのは10歳代の8人、20歳代の103人でした。間の30歳代から50歳代までは合計で3,150人です。親族の遺体の引き取り手がない場合は、自治体に対応を迫られます。厚労省の調査では、2023年度に火葬するなどした無縁遺体は推計約4万2,000人に上ります。

少子化に迫る対策。揺らぐ地域医療、地域医療の崩壊。国民医療費は48兆円。運転手不足の物流。2025年、運転手の高齢化は50歳以上が47%。伝統継承に変化、伝統工芸品の後継者。神社、檀家や氏子の減少。単身高齢者に支援が必要な場面は、主に日常生活、入所・入院、死後事務の3つになります。

65歳以上の高齢者がほぼピークを迎える2040年度は、今より59万人多い272万人の介護職員が必要になります。介護職員の有効求人倍率は、25年9月時点で4.02倍と、全職種平均の1.10倍を大きく上回り、人手不足が深刻です。人は老いて必ず死ぬのに、これらを網羅的に所管する省庁や法令はありません。

少し詳しく私の所属政党での勉強会からの資料で、紹介していきます。

2040年問題と社会福祉法の改正。

社会問題の顕在化。

医療現場、介護現場においては、本人の価値観及び希望が十分に支援者に共有されていないことにより、本人の意思に沿った医療及び生活に関する意思決定を行うことが困難となる状況が社会的に生じています。

これまで、呼べばすぐ駆けつける家族の存在を前提とした制度設計がなされていましたが、単身世帯の増加や家族形態の変化等により、判断能力が低下したとき、死亡したときに、家族が意思決定支援、実行支援を行うという制度が崩れています。

また、医療の高度化及び高齢化の進展に伴い、人生のさまざまな局面において医療及び生活に関

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

する重要な意思決定を求められる機会は増加しているので、平時から本人の意思形成及び支援する体制及び共有を支援する体制の整備が急務となっています。

後見制度と後見制度以外。

判断能力が低下した本人を支援する仕組みとして、後見制度——これは法定後見制度と任意後見制度があります——は、制度化されているものの、判断能力が低下していない本人を支援する仕組みは制度化されていません。各契約、例えば見守り契約、財産管理等委託契約、家族信託契約などになって個別的に支援する仕組みを設計する必要があります。

後見制度の法改正により、一生続く制度から、期限のある有期と言いますが、期限のある制度で本人の意思、実情を踏まえた個別具体的な支援内容の実現が期待される。もっとも有期での期間のある利用が終了した後も本人の生活は続き、その日常生活は誰が支援するかという課題は残る。また、後見制度は、原則的に死後の対応を想定しておらず、死後の対応を誰が担うかという課題が生じる。

本人支援の全体像が曖昧。

特に高齢者の支援においては、支援の内容と役割が多岐にわたり、例えば、財産、住まい、命の終わり、それから税金、全体像がつかめないことも監督官庁がない状況になっている。

身寄りがない本人が死亡した場合、墓地埋葬法あるいは生活保護法の規定に基づき、行政が死後対応を行うが、ガイドラインやマニュアルの整備状況に全国でばらつきがあり、職員の法的知識だけで対応することにも限界がある。政令指定都市で68%、中核市で23%、その他で12%になっている。

医療、介護、行政、民間の情報共有がなく、本人の支援のためのスムーズな連携が行われず、生前と死後の両局面で支援者や行政に必要以上の負担が生じている。医療情報が含まれると、医療職以外への情報共有が難しいのが課題。医療機関と外部事業者との連絡ツール、共有ツールがないのが現状である。

社会福祉法改正へ。

身寄りなしの高齢者への対応を強化する目的で、社会福祉法を改正した。第二種社会福祉事業に、身元保証・終身サポート事業を追加し、社会福祉協議会、それから社会福祉法人等が担うことが想定されている、これは家族機能の代替、代わりである。

社協・社福の職員の法的知識は十分ではなく、非常勤職員も多いため、本人支援事業の安定的な運用を期待できない可能性がある。判断能力が低下した本人を支援する日常生活自立支援事業に追加負担を要求する形となる。

社協・社福以外の事業者（高齢者等終身サポート事業者）も担い手として期待されるが、令和8年5月20日、それと22日の上野厚生労働大臣の答弁によれば、利用料収入での運営を基本とす

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

るものであって、他の事業者への助成は予定されていないとなっています。

2000年に始まった成年後見制度では、本人の判断力低下が条件。令和7年4月時点の要介護あるいは要支援認定者数は全国で723万人。男性が231.6万人、女性が491.4万人で、女性の割合は約68%。一方、成年後見制度の利用者数は合計で約25.4万人。利用者が少ないことが分かるので、より一層の利用が望まれる。

一定資産を保有している本人は、民間の高齢者等終身サポート事業者のサービスを利用する。生活保護、低所得者区分、それを少し上回る資産保有者は、この事業の対象者となる。要するにお金のある人は自分でそのサービスを利用する。お金のあまりない人は、事業の対象者となって認定されると。それ以外の中間層は、今後、この制度と民間事業者サービスのはざまで受け皿不足に遭う可能性がある。この遭うという字は、出会うじゃなくて、遭難するの遭うという字が使われています。

質問です。

前の説明が長くなりましたが、マスコミでも多く取り上げられており、今、詳しく分析、検討することが非常に大切なことだと考えます。ア、我孫子市として現状はどうか。

イ、課題は何か。

ウ、今後の方針をお示してください。

よろしくお願いします。

○議長（日暮俊一君） 芹澤正子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。根本久美子健康福祉部長。

〔説明員根本久美子君登壇〕

○説明員（根本久美子君） アからウについてあわせてお答えします。

高齢化や核家族化により、身寄りのない高齢者や家族と十分な関係を持てない高齢者や障害者が増加しています。これらの高齢者等は、生活の困難さや孤立による健康リスクの増大など、多種多様な問題を抱えており、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に向き合い、安心して住み慣れた地域で過ごすことができる社会が求められています。

市では、身寄りのない高齢者等を対象に、意思決定を支援しながら、日常生活支援に加えて入院・入所等の円滑な手続の支援や、死後事務の支援を併せて提供する安心生活支援事業を令和7年度から国のモデル事業として我孫子市社会福祉協議会へ委託し実施しています。

この事業は、初回相談以降も必要に応じて面談や親族、関係者への聞き取りなど、本人の状況にサービスが適しているのかの確認を行うとともに、任意後見人制度や他の福祉サービスを紹介することで、本人が自分に合ったサービスを選択できるようにしています。

また、弁護士と社会福祉協議会事務局、市職員で構成する審査会において、本人の判断能力の有

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

無を審査、確認し、本サービスの利用が適さない場合は、他の福祉サービスや成年後見制度につながります。本人の尊厳を大切にするため、終末期医療の意向を示す書類の作成を行い、万が一のときには病院に提示します。生活困窮者に対する費用負担の免除や預託金の積立制度を設け、経済力がなくてもサービスを受けることができるようにしています。

今後も高齢者なんでも相談室や障害者まちかど相談室、民生委員、地区社会福祉協議会を通じて、より多くの市民がサービスを利用できるように周知・啓発を図っていきます。

○議長（日暮俊一君） 芹澤正子議員。

〔芹澤正子君登壇〕

○芹澤正子君 ありがとうございます。

令和7年度に社協に委託して、後見人制度や、それから弁護士や市の職員や、いろんなサービス、終末期に向けて経済力がなくても、あるいは障害があってもというのがよく分かりましたが、どのぐらいの人が我孫子で存在するのでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。根本久美子健康福祉部長。

○説明員（根本久美子君） 相談件数は何件かもあるんですけども、安心生活支援事業の審査会まで通った人は、昨年度が7件、令和8年度が4件、合計11件になります。

安心生活支援事業、契約まで至ったものにつきましては、昨年度2件、今年度2件で現在4件になっています。

○議長（日暮俊一君） 芹澤正子議員。

〔芹澤正子君登壇〕

○芹澤正子君 2040年というのは、今、2026年ですから、2040年まであと14年ありますが、すごい人数になると思うんですね。10人の単位じゃなくなるんで、介護の人もこれだけ足りなくなるというんで、今、海外からの人がたくさん来ている人で、介護に向いている人はそこに行ってもらいたいし、大金持ちは、この間、テレビでやったのは、毎月300万円の家賃でも、自分の息子が進学するためにはお金は惜しくない、いい環境だって言っているのがテレビで映ってびっくりしました。中国の競争の激しさはすさまじいので、日本で過ごしたいという大金持ちを、今、たくさん引き受けているのが現状です。今、東大生がかなりの割合で中国人になるのも読めているわけですし、現実にはその姿に移りつつあるわけです。

そんな中で、ホワイトカラーはどんどん職を失いというのも予測されていますし、もう新しい時代になっていると思うので、年取った人の最期の場面は、我孫子市民は、どうぞ1人ずつに合った政策がちゃんとできるようにお願いいたします。

次に進みます。

新型コロナワクチンの接種記録の保管期間の延長について。我孫子市の5類になった後の接種記

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

録の保管期間など詳しく教えてください。これは実は他市からの情報で、我孫子市は条例もつくったのか、随分、長いこと保管するようだけれどという問合せがあったので質問いたします。

よろしくお願いします。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。根本久美子健康福祉部長。

〔説明員根本久美子君登壇〕

○説明員（根本久美子君） 5類の位置づけは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、通称感染症法における分類であり、ワクチンの接種記録の保管期間とは関連がありません。

国の予防接種実施要領においては、予防接種の予診票は少なくとも5年間は適正に管理保存するよう示されています。市では今般の予防接種が国内で初めて使用されるメッセンジャーRNAワクチンを用いた予防接種であり、今後も健康被害救済制度に対応する可能性が高いことから、紙の予診票の保存期限を10年間としています。今後10年を経過した時点でさらに延長が必要か判断していきます。

また、接種日、接種医療機関、接種ワクチン種類の情報についてはデータ化し、市の健康管理システムにおいて削除期限を設けず保管しています。

○議長（日暮俊一君） 芹澤正子議員。

〔芹澤正子君登壇〕

○芹澤正子君 ありがとうございました。

少なくとも5年というのを10年に延ばし、10年後さらに検討するという回答でしたが、国はまだ今、公表はしていないんですが、永久保管になるというふうに聞いたこともありますが、いかがでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。根本久美子健康福祉部長。

○説明員（根本久美子君） 永久保管の情報については、県のほうからこちらに通知は来ていない状況です。現状の5年というところの中で、それを文書管理規程に基づき一番長い10年という形で保存させていただいている状況です。

○議長（日暮俊一君） 芹澤正子議員。

〔芹澤正子君登壇〕

○芹澤正子君 ありがとうございました。

次、大綱2、災害対策。

水害対策。

ア、柴崎排水区の工事は、工程の終わりを明言できないほど困難な工事ですけれども、現在、JRとの協議はどのようになされていますか。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

イ、北新田の調整池を現在拡張しているところです。現状をお教えてください。

ウ、我孫子4丁目の調整池は6月2日の大雨のとき、どの段階で池に雨水をため始めたのか、詳しくお教えてください。

エ、治水対策の中長期でやっている柴崎排水区と布佐排水区について変更がないか、現状をお教えてください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。海老原正建設部長。

〔説明員海老原正君登壇〕

○説明員（海老原正君） 初めに、アについてお答えします。

柴崎排水区におけるＪＲ東日本用地の横断部の協議については、計画協議、交差協議、近接工事協議、占用に関する協議になります。これまでに設計段階で協議すべき計画協議及び交差協議は令和６年度に完了しました。今後の協議は、施工段階で必要な近接工事協議及び占用に関する協議となり、横断部を施工する事業者の具体的な施工計画が必要となるため、横断部となる５工区の事業者が決定した後にＪＲとの協議を行う予定です。

次に、イについてお答えします。

北新田の調整池ですけれども、これは田中調節池になります。田中調節池については、国土交通省関東地方整備局が策定した利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に基づき、洪水調整機能の向上を図る目的で整備が進められています。令和５年度から事業着手しており、令和７年度までに新大利根橋より上流側の囲繞堤のかさ上げ拡幅工事を約１．４キロメートル実施したと伺っています。

令和８年度は、引き続き具体的な整備内容に関する検討、設計を実施するとともに、新大利根橋から上流側の周囲堤整備に必要な用地取得を実施していくと伺っています。

次に、ウについてお答えします。

６月の台風６号による大雨において、我孫子４丁目では、３日午前０時頃から雨が降り始め、午前７時頃に雨水排水が雨水幹線から調節池に流入しました。なお、今回の大雨による浸水被害はありませんでした。

最後に、エについてお答えします。

布佐排水区の整備は、７工区について令和７年１０月に契約し、２か年継続事業として着手しました。これまで試掘調査を実施してきましたが、既設の水道管が支障となることが判明し、現在、移設に向けた設計及び関係機関との協議を行っています。このことから、当初、令和９年２月の完了を目指していましたが、水道管移設工事が必要となるため、４か月程度延伸する見込みです。

柴崎排水区の整備は、３工区について地下埋設物の移設及び既設排水管撤去工事が完了しました。現在は低土かぶり対策工事に向け準備を進めており、秋頃には推進工事が完了する見込みです。４工区については、先行して水道管移設工事を進めており、幹線整備工事は秋頃に発注し、令和１０

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

年度末の完了を目指します。

○議長（日暮俊一君） 芹澤正子議員。

〔芹澤正子君登壇〕

○芹澤正子君 ありがとうございました。

4丁目の大雨のときに池に水をため始めたのは朝7時で、どのぐらいの時間で満杯になったかお分かりでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。海老原正建設部長。

○説明員（海老原正君） 4丁目の調節池に7時頃には流入したんですけれども、満杯までにはならなかった状況です。

○議長（日暮俊一君） 芹澤正子議員。

〔芹澤正子君登壇〕

○芹澤正子君 分かりました。

それと柴崎排水区と布佐排水区の確認ですが、柴崎排水区は移設や何かがあって令和9年というのが4か月延伸というのは、令和9年度にはどこまで終わるのか。それと布佐排水区は令和10年に全て完了するという意味でいいでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。海老原正建設部長。

○説明員（海老原正君） 布佐排水区については、令和9年2月完了を目指していたんですけれども、これは水道管とかが想定より深い位置にあったということもあって、今、その切り回しとか、関係機関との調整をしていますので、それは4か月程度遅れるということでございます。それは、布佐郵便局のところまでが7工区になりますので、そこまでが予定より4か月程度遅れるという予定になっています。

それと柴崎については、4工区について柴崎神社のところまでなんですけれども、こちらについては、令和10年度末の完了を目指して、今、進めているところでございます。

○議長（日暮俊一君） 芹澤正子議員。

〔芹澤正子君登壇〕

○芹澤正子君 分かりました。よろしくお願いいたします。

次、大綱3、水道行政。

令和7年9月議会において、料金改定と検針業務の改定が行われました。今回の質問は、水道業務が毎月検針から隔月検針への改定に関してです。改定の理由は、水道料金の改定に伴い、検針業務を見直すことで、人件費などの経費が削減できるとのことでした。

私の自治会は約180軒です。昨年、自治会内の一部の範囲で地震に強い水道管への更新が行われました。現在は、令和8年6月15日から7月31日まで舗装復旧工事の予告の立て看板が立て

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

てあります。この復旧工事の後も、同じ自治会内の他のブロックの更新工事は続きます。

たまたま、私の家の前の道路の水道管の更新工事をしていたときに、家の敷地内の水道管が漏水してしまいました。漏水を発見してくれたのは検針員の人です。毎月検針でしたので、漏水量は少なくて済みました。水道工事屋さんがすぐ来てくれて、家の中で洗面所の下のパイプを細長い管で耳で聴いて、場所を確定した後、家の外からモルタルを少し壊して漏水箇所を修理しました。隔月検針にすることで経費の削減はできるかもしれません。さらに水道管が老朽管で更新をするということは、自分の家の中の管も老朽化しているわけです。水道局の広報紙にもメーターのパイロットを確認してくださいとありますが、一般常識的に考えて、普通の人はメーターの蓋を開けて確認することはないと思います。

そこで質問です。

（１）水道検針業務変更に伴う市民への周知方法など。

ア、毎月検針から隔月検針に移行することを利用者にどのように周知をしていくのですか。

イ、実際に漏水をしていると、それが水道料金として請求されることになります。隔月検針になると、検針員さんが来るのは２か月に１回となります。利用者が自分の家の漏水を早めに発見するにはどうしたらいいのでしょうか。

ウ、もし漏水をしていた場合はどのように対応したらいいのでしょうか。

（２）管路更新計画における工事の選定基準について。

水道は、市民生活の必要不可欠なライフラインとして、住民の命と暮らしを守るという極めて重要な役割を担っています。しかし、水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少や節水意識の高まりなどに伴う料金収入の減少や、管路の老朽化に伴う更新費用の増大など厳しさを増しています。さらに、能登半島などの自然災害による水道施設の被害や、八潮市での道路陥没事故など管路の老朽化などの事故を踏まえると、水道の市民サービスを維持していくために、近年、勃発している地震や豪雨などの災害への対応や老朽化対策は一層注力をしていかなければならない状況だと思います。

そこで質問です。

ア、令和６年度及び７年度において、私の住んでいるつくし野地区の水道管路の更新を行いました。我孫子市の管路の更新率はさほど高くはなかったと思います。大規模管路などの漏水事故が発生すると市民生活に大きな影響を与えることから、早く更新工事を行ってくれたことには感謝しますが、この更新工事を行う際の計画の選定基準はどのようにして決めていますか。

以前、更新対象管は塩化ビニル管や非耐震管を優先的に実施しているとのことでしたが、市内にはそのような箇所はたくさんあると思います。

イ、年間５キロメートルしか更新ができないことから、市内にこれら更新対象管は全部でどのくらいあるのでしょうか。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ウ、更新対象管を全て更新するには、どのくらいの年数を要するのか、また、どのくらいの費用を要するのか、お答えください。お願いします。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。古谷靖水道局長。

〔説明員古谷靖君登壇〕

○説明員（古谷靖君） 初めに、（１）のアについてお答えします。

水道局で行っている周知方法については、水道局刊行の広報「あびこの水道」や個別投函チラシ、SNS、水道局のホームページ、水道メーター検針票の通信欄に変更内容を記載して、利用者の皆様への周知に取り組んでいます。今後の予定としては、７月の検針時に、直接、利用者宅のポストに水道メーター検針票と一緒にチラシを投函して周知を図ってまいります。

なお、５月１６日号の「あびこの水道」では、検針・請求が２か月に１回に変わりますと題し、毎月検針の開始時期、料金の計算方法、検針日の変更や漏水の発見方法などについて掲載しました。

また、水道事業運営審議会の委員の方々には、学識経験者やライフラインの事業者及び市民の方がおりますので、今年度どのような手法がより効果的か、意見を伺い、今後の周知方法について検討を行ってまいります。

次に、（１）のイについてお答えします。

水道局のホームページや５月１６日号の「あびこの水道」に掲載した漏水の疑いがある場合の対処方法により御自身で確認していただくことで、漏水の早期発見につながる可以考虑です。９月からは、検針が２か月に１回となることから、漏水の発見が遅れる可能性があります。なお、漏水の可能性のある利用者には、これまでどおり検針時に検針員が連絡をしますが、御自分の家の配管が老朽化により漏水する可能性があることを御理解いただきたいと思います。

次に、（１）のウについてお答えします。

漏水の疑いがある場合には、我孫子市水道局が指定した指定給水装置工事事業者へ修繕の依頼をしてください。

次に、（２）のアについてお答えします。

工事場所の選定については、衝撃に弱く、割れやすい塩化ビニル管や振動や変形に弱く、継ぎ手部から漏水しやすい普通铸铁管を優先しています。さらに、更新対象管が密集し水道利用者が多い地域から選定しています。なお、工事は分散させるのではなく集約することで施工効率の向上も図っています。また、予算、工期、監督する職員などを考慮して工期規模を決定し、対象地区の工事を短期間で集中的に完了させることで、沿道にお住まいの方々に対し、工事に伴う騒音や振動、交通規制など、日常生活への影響を軽減するよう努めています。

次に、（２）のイについてお答えします。

まだ、更新が必要な塩化ビニル管と普通铸铁管を合わせると約６０キロメートル残っています。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

最後に、（２）のウについてお答えします。

年間５キロメートルの更新を続けると、現在の更新対象管全て完了するまでに１２年かかります。また、全てを更新する費用は、１キロメートル当たり２億円とした場合、１２０億円となります。なお、市民アンケートにおいて耐震化の遅れに対する問題に多数の御意見が寄せられたことを受け、耐震管更新工事期間の短縮及び工事費用の削減などについて、新たな工事手法の検討を行います。

○議長（日暮俊一君） 芹澤正子議員。

〔芹澤正子君登壇〕

○芹澤正子君 ありがとうございます。

今、１２年かかるというのを短縮することを検討するとありましたけれども、ぜひ、１年でも２年でも早く終わるようによろしく願いいたします。

それと、以前、一度、その話は伺っているんですが、老朽管の漏水対策工事として、今までは道路に音を聴く長い棒を持った人が胸にゼッケンの名前をつけてやっていたんですが、衛星画像を活用して漏水箇所を確定するという事業はどのような結果になったのでしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。古谷靖水道局長。

○説明員（古谷靖君） 今の御質問ですが、令和８年３月の委員会で、船橋議員から同じような質問をいただきまして、同じような答えの部分もありますが、衛星画像解析については全体で５４０キロのうちの９７．７キロメートル、これを要するに数値を出しました。これについては３月でお答えしております。

そして、漏水監視システム、９７．７キロを絞り込んで、そこから幾つあるかということで、ここは３月議会で言いませんでしたが、２１５か所を確定しております。そして、その２１５か所から、今度、音聴調査、これを当たっていきます。調査についてはホームページ等に出ているんですが、３段階に分けておりまして、５月から一番高いと思われる６か所やったところ、その６か所全て漏水しているというところがヒットしましたので、こちらについては早急に対応していきたいと思っております。

○議長（日暮俊一君） 芹澤正子議員。

〔芹澤正子君登壇〕

○芹澤正子君 ありがとうございます。

最後、大綱４、空き家対策。

高齢化に伴い、少し離れた近隣から空き家の話題が幾つか寄せられました。我孫子市の空き家バンクのホームページにはたくさんの情報が掲載されています。空き家等所有者の皆様へとして、公益社団法人シルバー人材センターと空き家等の適正な管理の推進に関する協定書を締結していますとか、また、雑草等除去紹介事業者として、４つの事業者が令和５年４月１日付で紹介されたりし

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ています。

ちょっとそれだけでは少し分かりづらかったので質問いたします。

高齢で施設に入った方の家はしばらく雨戸が閉まっていたました。場所は、並木小学校裏のつくし野川下流調整池に隣接している一軒家です。すぐ近くは北新田です。息子さんが見に来てから家財道具が庭に出してあったことがありました。ハクビシンが天井裏に入ったそうです。すぐ近くの並木小学校脇の水路では、時々、アライグマが捕獲されています。また、ネズミも電線をかじり漏電を起こす場合もあるとのことでした。

我孫子市としての対策の現状と課題、今後の方針をお教えてください。

空き家の樹木についてお尋ねします。

隣の家の塀の上からの大きな樹木は、昔は隣人が勝手に切ることはできませんでしたが、条例が変更になり、緊急の場合は隣人がはみ出した部分を切ることができるようになりました。空き家の持ち主の住所が分からないので、その費用を請求できず困っているとのことでした。市として、空き家対策としての取り組みの現状と課題、今後の方針をお示してください。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。海老原郁夫市民生活部長。

〔説明員海老原郁夫君登壇〕

○説明員（海老原郁夫君） （１）と（２）について、あわせてお答えします。

空き家は私有財産のため、市が所有者等に代わって対応することはできません。このため、市では動物が出入りしている情報や樹木等が繁茂している情報が寄せられたときには、空き家の所有者等に対して通知や訪問などを行い、自らの責任において適切に管理するよう促しています。

また、令和５年４月に民法が改正され、隣地の樹木等が土地の境界を越えるときは、あくまでも所有者に対して期間を設けて催告を行い、応答がない場合に切ることができることとされました。なお、所有者の所在が不明な場合は、法務局で登記事項証明書などを取得することにより、所有者の住所を確認することができます。

空き家対策の課題は、所有者等が必ずしも市内または近隣に居住していないため、空き家の現状を把握しておらず、対応の遅れや放置されたままの状態もあることから、所有者等に自己責任での管理を認識してもらうことです。

今後も空き家等対策計画に基づき対応を図るとともに、所有者等に対して空き家バンクの登録推進や売却など利活用について情報発信を行っていき、空き家の減少につなげていけるよう進めていきます。

○議長（日暮俊一君） 芹澤正子議員。

〔芹澤正子君登壇〕

○芹澤正子君 ありがとうございます。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

その隣の家のことを知るためには市役所に聞いたのでは駄目だというのがよく分かりました。法務局まで行かないとできないというのが分かったんですが、そうすると我孫子市として、空き家は、現在、どのくらいあるかの把握はされていますか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。海老原郁夫市民生活部長。

○説明員（海老原郁夫君） 現在、空き家は、4月1日現在で509件になります。

○議長（日暮俊一君） 芹澤正子議員。

〔芹澤正子君登壇〕

○芹澤正子君 その509件に、例えば、はがきであなたは持ち主なんだから迷惑のかからないようにというのを一斉に連絡してもらうことなんかは可能でしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。海老原郁夫市民生活部長。

○説明員（海老原郁夫君） 空き家は適切に管理されていれば、特段、その近隣の方に御迷惑をかけることはありませんので、全員に対して通知するようなことは考えておりませんが、例えば課税課で納税通知書を送る際に、空き家の情報ですとか、空き家バンクの情報ですとか、そういったチラシを折り込みまして通知のほうは出しております。

○議長（日暮俊一君） 芹澤正子議員。

〔芹澤正子君登壇〕

○芹澤正子君 それをもらったことで、空き家の持ち主が適切じゃなかったところを改善してくれたなどということが分かりますか。それとも言いっ放しで、その結果は不明でしょうか。

○議長（日暮俊一君） 答弁を求めます。海老原郁夫市民生活部長。

○説明員（海老原郁夫君） 通知によって改善が促されたかというのは、これはなかなか把握は難しいですけれども、例えば令和7年度で申し上げれば、空き家の情報を寄せられた中で74件の改善が見られた。また今年度も既に6件の改善が見られておりますので、通知によるものも多少含まれているのかなというような判断はしております。

○議長（日暮俊一君） 芹澤正子議員。

〔芹澤正子君登壇〕

○芹澤正子君 ありがとうございます。

自分で隣のことにに関してやるというのはとても大変なことだというのが、今回、分かりましたので、市がそういうふうに出してくださって、74件とか6件とか改善されているのはとてもいいと思います。これからもよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（日暮俊一君） 以上で芹澤正子議員の質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は終わりました。明日は午前10時より会議を開きます。本日はこ

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

れをもって散会いたします。

午後4時36分散会

本日の会議に付した事件

1. 市政に対する一般質問

出席議員

議長	日暮俊一	君			
副議長	飯塚誠	君			
議員	深井優也	君	芝田真代	君	
	船橋優	君	島田安子	君	
	山下佳代	君	西川佳克	君	
	海津にいな	君	澤田敦士	君	
	江川克哉	君	芹澤正子	君	
	高木宏樹	君	西垣一郎	君	
	甲斐俊光	君	内田美恵子	君	
	豊島庸市	君	坂巻宗男	君	
	早川真	君	椎名幸雄	君	
	茅野理	君	木村得道	君	
	佐々木豊治	君			

欠席議員

岩井康君

出席事務局職員

事務局	長	佐野哲也
次	長	工藤文

出席説明員

市		長	星野順一郎	君
副	市	長	渡辺健成	君
教	育	長	丸智彦	君

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

水道局長

古谷靖君

企画総務部長

高見澤隆君

（併）選挙管理委員会事務局長

財政部長

中光啓子君

市民生活部長

海老原郁夫君

健康福祉部長

根本久美子君

子ども部長

山崎美弥子君

環境経済部長

大井一郎君

建設部長

海老原正君

都市部長

林宏規君

消防長

国本浩二君

教育総務部長

佐藤和文君

生涯学習部長

辻史郎君